

ほくよう 調査レポート

No.273

- 道内経済の動き
- トップに聞く⑩ 株式会社 ナビ
代表取締役 廣岡 輝恵 氏
- 経営のアドバイス
消費税改正の準備ポイント
- アジアニュース
新しい商業施設に北海道から出店ラッシュ
ーバンコク大型複合施設に「北海道どさんこプラ
ザ」が開設ー
- 経済コラム 北斗星
人口減少時代におけるAI（人工知能）の活用

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
道内企業訪問：トップに聞く⑩ 株式会社 ナビ 代表取締役 廣岡 輝恵 氏	6
経営のアドバイス：消費税改正の準備ポイント	12
アジアニュース：新しい商業施設に北海道から 出店ラッシュ ーバンコク大型複合施設に 「北海道どさんこプラザ」が開設ー	23
経済コラム 北斗星：人口減少時代におけるAI（人工知 能）の活用	28
主要経済指標	29



道内経済の動き

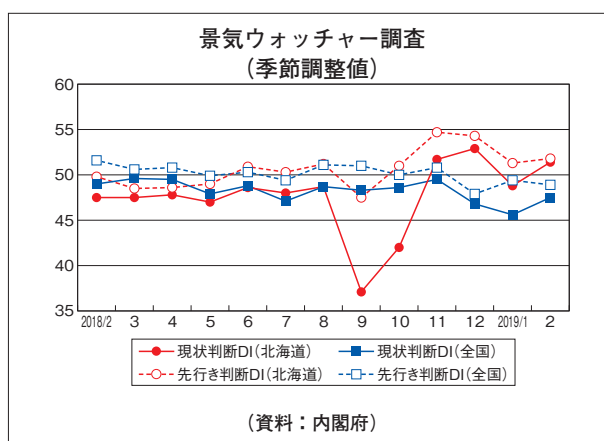
道内景気は、緩やかに回復している。生産活動は持ち直しの動きに足踏みがみられる。需要面をみると、個人消費は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。住宅投資は弱含みで推移している。設備投資は、緩やかに持ち直している。公共投資は、減少基調で推移している。輸出は、持ち直しの動きがみられる。観光は、来道者数、外国人入国者数ともに前年を上回り回復している。

雇用情勢は有効求人倍率の改善が続いている。企業倒産は件数が前年を下回った。消費者物価は、26か月連続で前年を上回っている。

1. 景気の現状判断DI～2か月ぶりに増加

景気ウォッチャー調査による、2月の景気の現状判断DI（北海道）は前月を2.6ポイント上回る51.4に上昇した。横ばいを示す50を2か月ぶりに上回った。

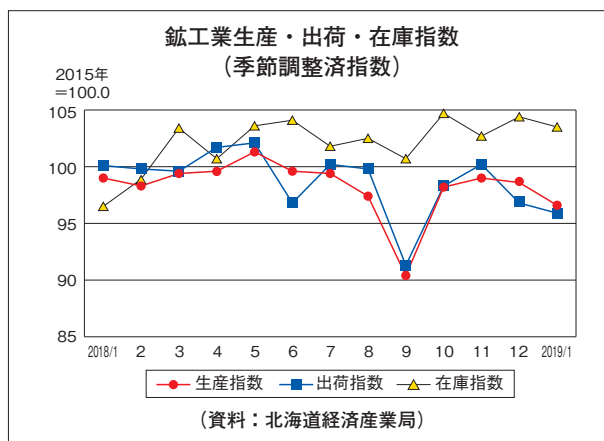
景気の先行き判断DI（北海道）は、前月を0.5ポイント上回る51.8となった。横ばいを示す50を5か月連続で上回った。



2. 鉱工業生産～2か月連続で低下

1月の鉱工業生産指数は96.6（季節調整済指数、前月比▲2.0%）と2か月連続で低下した。前年比（原指数）では▲2.4%と6か月連続で低下した。

業種別では、電気機械工業等9業種が前月比低下した。一般機械工業等の6業種が前月比上昇となった。

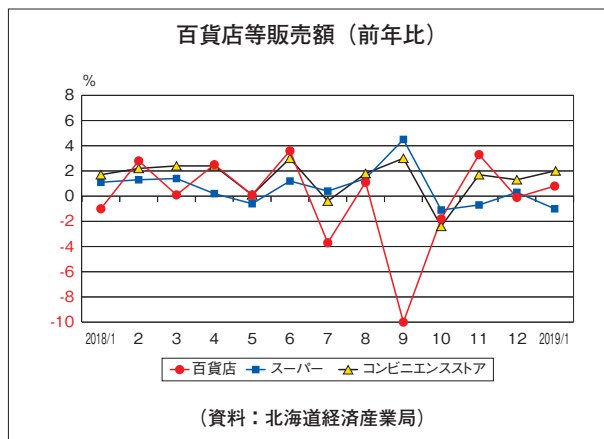


3. 百貨店等販売額～3か月ぶりに減少

1月の百貨店・スーパー販売額（全店ベース、前年比▲0.5%）は、3か月ぶりに前年を下回った。

百貨店（前年比0.9%）は、飲食料品、その他の品目が前年を上回った。スーパー（同▲0.9%）は、すべての品目が前年を下回った。

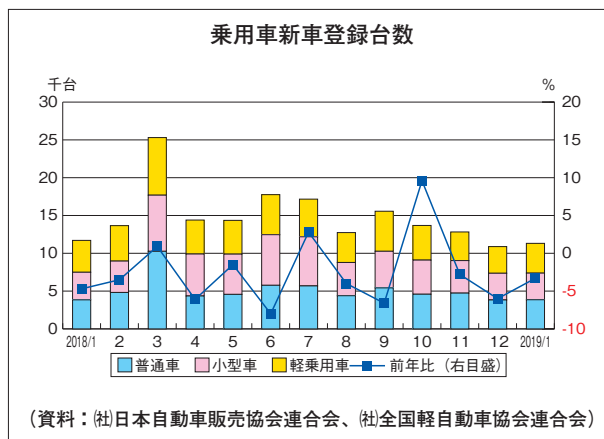
コンビニエンスストア（前年比+2.1%）は、3か月連続で前年を上回った。



4. 乗用車新車登録台数～3か月連続で減少

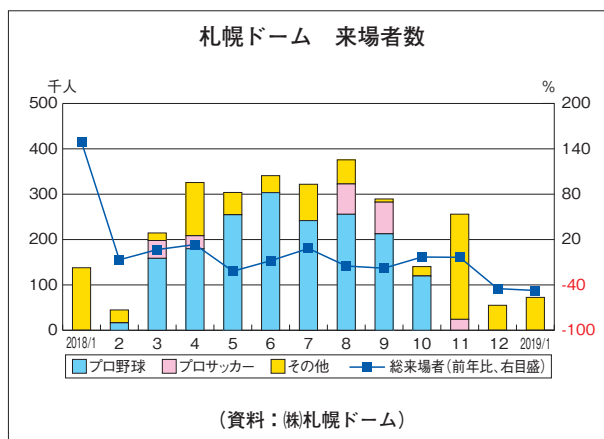
1月の乗用車新車登録台数は、11,315台（前年比▲3.3%）と3か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同+0.3%）、小型車（同▲3.5%）、軽乗用車（同▲6.6%）となった。

年度累計では、140,686台（前年比▲2.8%）と前年を下回っている。内訳は普通車（同▲1.1%）、小型車（同▲5.2%）、軽乗用車（同▲2.0%）となった。



5. 札幌ドーム来場者～6か月連続で減少

1月の札幌ドームへの来場者数は、72千人（前年比▲47.4%）と6か月連続で前年を下回った。内訳は、プロ野球、サッカーは試合がなく、その他が72千人（同▲47.4%）だった。

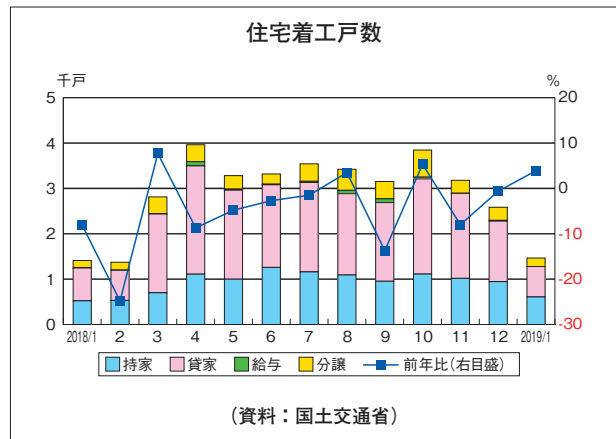


6. 住宅投資～3か月ぶりに増加

1月の住宅着工数は1,466戸（前年比+3.9%）と3か月ぶりに前年を上回った。

利用関係別では、持家（同+16.5%）、貸家（同▲7.5%）、給与（同▲100.0%）、分譲（同+14.6%）となった。

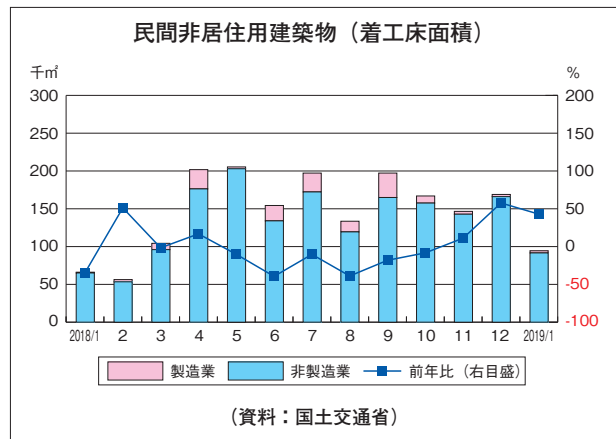
年度累計では31,757戸（前年比▲3.4%）と前年を下回った。利用関係別では、持家（同+0.2%）、貸家（同▲5.4%）、給与（同▲7.9%）、分譲（同▲2.8%）となった。



7. 建築物着工床面積～3か月連続で増加

1月の民間非居住用建築物着工面積は、94,484㎡（前年比+42.9%）と3か月連続で前年を上回った。業種別では、製造業（同+181.8%）、非製造業（同+40.7%）であった。

年度累計では、1,666,519㎡（前年比▲8.6%）と前年を下回っている。業種別では、製造業（同▲14.5%）、非製造業（同▲8.0%）といずれも前年を下回っている。

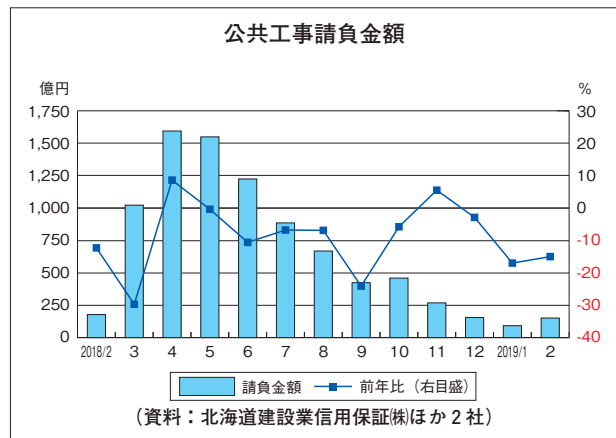


8. 公共投資～3か月連続で減少

2月の公共工事請負金額は151億円（前年比▲15.0%）と3か月連続で前年を下回った。

発注者別では、国（同▲37.5%）、その他（▲52.4%）が前年を下回った。独立行政法人（同+36.5%）、道（同+22.5%）、市町村（+18.8%）、が前年を上回った。

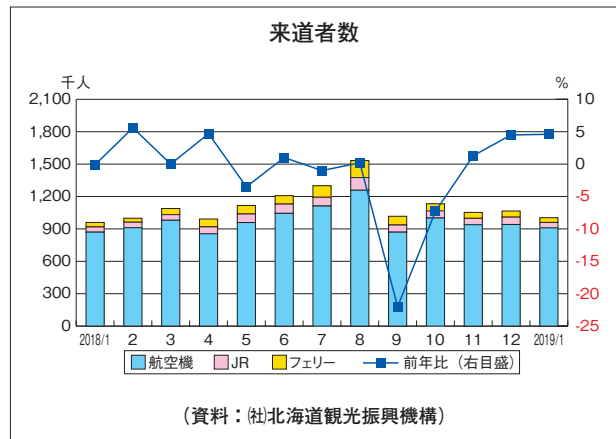
年度累計では、7,470億円（同▲4.3%）と前年を下回っている。



9. 来道者数～3か月連続で増加

1月の国内輸送機関利用による来道客数は、1,004千人（前年比+4.6%）と3か月連続で前年を上回った。輸送機関別では、JR（同+4.1%）、航空機（同+4.6%）、フェリー（同+5.2%）となった。

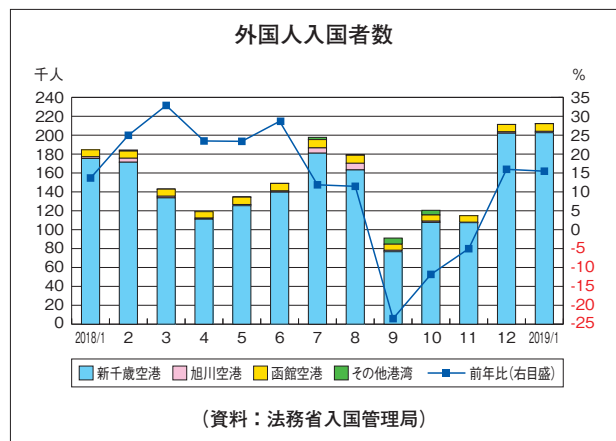
年度累計では、11,421千人（同▲2.3%）と前年を下回っている。



10. 外国人入国者数～2か月連続で増加

1月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、212,201人（前年比+15.0%）と2か月連続で前年を上回った。年度累計では、1,530,024人（同+8.6%）と前年を上回っている。

空港・港湾別では、新千歳空港が202,630人（前年比+15.6%）、旭川空港が1,421人（同▲17.3%）、函館空港が8,135人（同+8.4%）だった。



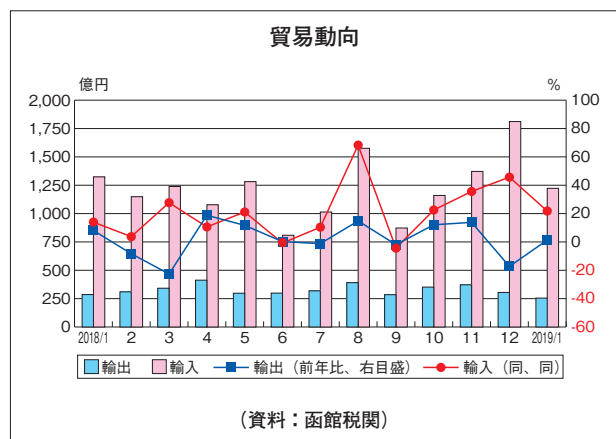
11. 貿易動向～輸出が2か月連続で減少

1月の貿易額は、輸出が前年比▲10.9%の255億円、輸入が同▲7.8%の1,223億円だった。

輸出は、自動車の部分品、有機化合物、魚介類・同調整品などが減少した。

輸入は、原油・粗油、石油製品、電気機器などが減少した。

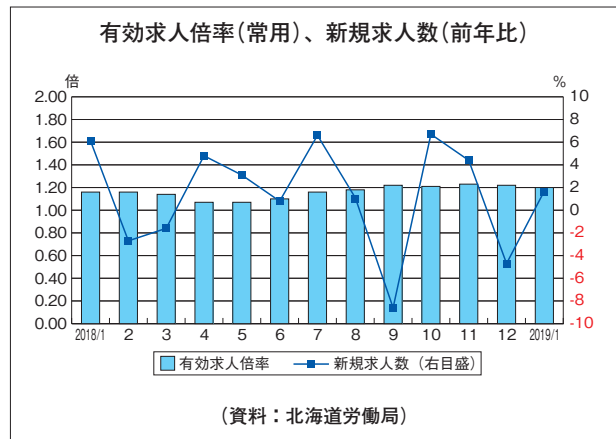
輸出は、年度累計では3,287億円（前年比+4.0%）と前年を上回っている。



12. 雇用情勢～改善が進んでいる

1月の有効求人倍率（パートを含む常用）は、1.20倍（前年比+0.04ポイント）と108か月連続で前年を上回った。

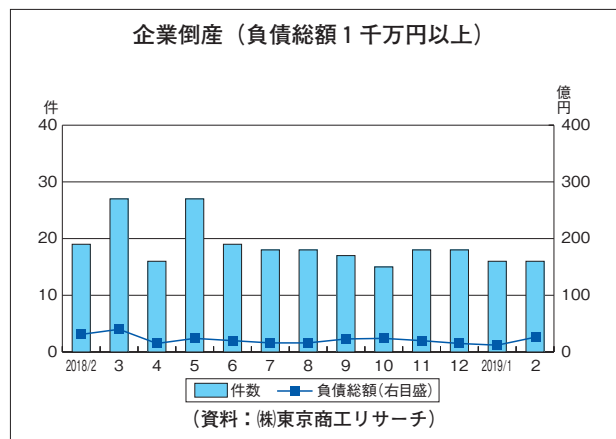
新規求人数は、前年比+1.7%増加し、2か月ぶりに前年を上回った。業種別では、医療・福祉（同+4.0%）、製造業（同+8.3%）などが前年を上回った。運輸、郵便業（同▲3.4%）などが減少した。



13. 倒産動向～件数は2か月連続で減少

2月の企業倒産は、件数が16件（前年比▲15.8%）、負債総額が26億円（同▲17.3%）だった。件数は2か月連続で前年を下回った。

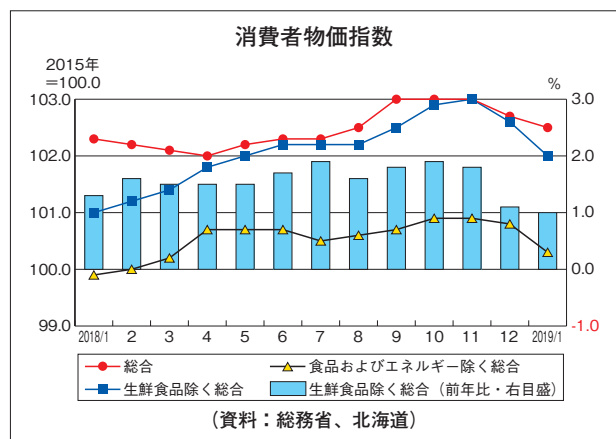
業種別ではサービス業・他が6件、建設業、製造業が各3件などとなった。



14. 消費者物価指数～26か月連続で前年を上回る

1月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、102.0（前月比▲0.5%）となった。前年比は+1.0%と、26か月連続で前年を上回った。

生活関連重要商品等の価格について、1月の動向をみると、食料品・日用雑貨等の価格は一部の商品を除き、おおむね安定している。石油製品の価格は調査基準日（2月10日）時点で前月比、灯油は値下がりし、ガソリン価格は値上がりした。



トップに聞く⑩ 株式会社 ナビ

代表取締役 廣岡 輝恵 氏



平成14年に株式会社ナビを設立。障がいのある子どもたちへの発達支援を行う営利法人の先駆的存在。子どもたちやご家族と一緒に考え、地域に足りない仕組みを創り、ナビゲートし続ける組織&スタッフでありたいとの願いを込めた会社名「ナビ」。今回は、障がいのある子どもたちへの思いや営利法人としての経営視点、地域への社会貢献などについて、お伺いしました。

代表取締役 廣岡 輝恵 氏



網走市出身。

北海道鷹栖養護学校・寄宿舎指導員、幼稚園・教務主任などを経て、株式会社ナビを設立し代表取締役に就任。厚生労働省の障害児支援等に関する調査研究への協力や、「上川圏域障がい者が暮らしやすい地域委員会」推進員就任など、地域発展の取組みにも積極的に参画。

制度の隙間に残されていた子供たち
～障がいがあっても子どもは未来を創る

—会社設立の経緯についてお聞かせ下さい—

取締役：弊社の事業は、旭川で最初の「障害児デイサービス」⁽¹⁾としてスタートしました。そのきっかけは、平成15年に「支援費制度」が導入され、施設の利用が行政により決定されるという仕組みから、利用者個人が直接事業者を選ぶことができる契約制度へと変更されたことです。当時は、障がい児者の世話は家族が担うものであり、特に在宅障がい児が利用できる福祉サービスはありませんでした。また、週休2日制が学校にも導入され、障がい児を育てる保護者のレスパイト（休息）の必要性が全国的に議論されていたころでした。

私自身は、社会人として初めて勤めた鷹栖養護学校で障がいのある子ども達の「純真さ」に触れる一方、社会の制度・仕組みでは同じ子どもであるのに区別されている⁽²⁾ことに疑問を抱きながら、その後も幼稚園で障がい児を担当し、健常といわれる子どもと一緒に育ち合うことの大切さを実感していました。

そういう中で、会社設立前の平成12年の秋には土日・祝日に障がい児とボランティアの学生が一緒に遊ぶという自主事業を始め、1日5千円を頂いて10時から4時頃まで、おやつを食べて外で遊

会社概要

企業名：株式会社 ナビ
住 所：旭川市末広東3条3丁目3-12
T E L：0166-55-5877
E-mail：honsa-navi@support-navi.co.jp
設立：平成14年11月
事業内容：障害児者を対象に福祉事業を展開
・障害児デイサービス事業（4ヶ所）
・ヘルパー支援事業（1ヶ所）
・地域型小規模保育園（1ヶ所）
・介護タクシー事業など
役員数：1名
従業員数：48名（平成31年4月1日現在）
年商：212百万円（平成30年3月末期）

(1) 「支援費制度」で始まった障害児デイサービスは、平成24年に児童福祉法に規定され、現在は未就学児を対象とする児童発達支援事業と、小学生から高校生までが対象となる放課後等デイサービスが実施されている。
(2) 平成24年の児童福祉法改正で障害児である前に“子どもである”ことが初めて定義され、インクルージョン（包容）の視点で子ども施策が優先され、不足分は障害施策が補完するという新たな制度概念ができた。

んだり屋内でゲームをしたりしていました。また、翌13年からは共働きや母子家庭のお子さんを学校へ迎えに行き、活動後に自宅に送るという、今のデイサービスと同じ形態の事業を手弁当で開始しています。

この活動が、養護学校に通うお子さんを育てているお母さんたちの間で話題となり、国の制度ができるのであれば費用面も助かるので、是非やってほしいとの声に背中を押されるかたちで株式会社「ナビ」を立ち上げました。

☆みんなで力を合わせて餅つき！！



実はその時の一期生が職員となって、この4月で3年目を迎えます。障がいがあっても子どもには未来がある。本当にうれしく思います。

私たちの事業には税金が投入されていますが、障がいがあっても早期から支援の手を適切に入れていくことで、重度であっても発達、成長していきます。国は、この放課後等デイサービス事業の費用が増加しているという理由から、昨年4月に報酬単価の大幅削減に踏み切りました。しかし、一生に渡って税金（障害者年金とサービス利用料など）を投入することを考えると、発達期の支援を充実させ、将来働ける段階まで育て上げることが良いのではないかと考えます。労働人口が減少していく中で、障がいのある子どもたちが将来納税者となることの意味を、社会全体で考えてみる時ではないかと感じています。

人件費は75%～職員の生活が安定していないと他人のことは考えられない

—営利法人としてのチャレンジと経営についてお聞かせ下さい—

取締役：事業実施に当たっては法人格を取得する必要がありました。当時はNPO法人という形態も既にありましたが、私はあえて営利法人を選択しました。その理由は、①責任の所在が明確、②意思決定が早い、③福祉はボランティアではできない、ということです。特に③が重要で、職員自身の生活が安定しない中で他人を支援することはできない、一般企業と同様に営利も追求しつつサービスが提供できる経営を確立したいとの考えがあったからです。

そのため、人件費率は75%と非常に高くなっています。また、福祉の業界ではパート職員を多く採用し、配置基準よりも手厚い体制を確保する運営が主流ですが、弊社では正職員・準職員がほとんどで、パート・アルバイトは4名と少ないことも特徴です。

さらに5年前には、人材確保と育成の観点から「ライフステージに合わせ、働き方を選んで65歳まで自分らしく働ける会社を目指す」とのスローガンを掲げて、いち早く働き方改革に着手しました。離職することなく、働きながら育児や介護が行えるよう短時間勤務制度を導入し、正社員と準社員を自由に行ったり来たりできるようにしました。これにより出産を機に退職する職員はいなくなり、パートから準社員や正職員への登用も進むようになりました。

「人は救えない！」～対等に接して、一緒に生きることが私たちの「原点」

—会社の経営理念・経営方針などについてお聞かせ下さい—

取締役：私は、子どもであっても「人格」や「人権」を認め、「尊厳」を大切にしたいと考えています。事業開始当初のことですが、子どもを閉じ込めたくなかったため、事業所の玄関に鍵をかけませんでした。しかし、子どもたちも職員も初めて出会う状態なので、毎日のように脱走してしまうのです。これは命にかかわるということで施錠しましたが、鍵をかけずにすむ支援をしようとみんなで努力を続け、今ではどの事業所も施錠はしていません。

このように最初の10年間は、まさに子どもとの格闘という感じでしたし、背中を押されるように利用ニーズも右肩上がりが増えていきました。その頃は、何とか要望に応えたい、子育ての大変さから救ってあげたいとの思いで走り続けていました。しかし、ふとある時「そもそも人は救えないんだ。」ということに気づいたのです。それまでは、何かをしてあげることが支援なのだという錯覚をしていたのです。

肩の力が抜けました。「対等な関係の中で一緒に生きていくこと。」「ともに人間として成長していくこと。」が、何よりもこの仕事に必要なことで、私たちの「原点」なのだと思えるようになりました。

福祉の仕事は「究極のサービス業」 ～サービスの品質は「人間力」にあり

取締役：福祉の仕事は業種で言うと「サービス業」ですが、子どもや家族に職員が接する行為そのものがサービスであり、職員そのものが商品とも言えます。そういう意味で福祉は「究極のサービス業」だと考えています。

その商品を磨くためには何が必要かと言うこと

を、15年間考え続けてきました。その結論が「人間力」です。この業界に携わろうという方は、優しく真面目な方が多いのですが、それ故にバーンアウトしやすい（燃え尽きやすい）という傾向があり、それを防止するためには、自分の中でのバランス力、「自律する力」を養う必要があります。

今の自分を理解し行動を変える

なぜ？

私達の仕事は、人の人生に直接触れることで、良きも悪しきも影響を与える立場にある。

人間力＝質の高い支援

私はどんな業種であっても会社の役割は、職業を通じて人を育てることだと考えています。弊社に限って言えば、「一人ひとりが充実した人生を、自分らしく輝いて生きること」を願っています。そういう生き方がベースになれば、他人の人生に関わるということに私自身が申し訳なさを感じるからです。

では、「人間力とは何か？」ですが、私の考える人材育成の柱は、「行動力」「思考力」「チームワーク」であり、この力を組織全体で底上げしていく取組みとして、「ナビ共育アカデミー」⁽³⁾を開校しました。“共育”とは、「部下は上司の経験に学び、上司は部下の姿勢に学ぶ」ことで、アカデミーでは、共に育ち合うという視点から、豊かな人間性を育み、人間力の向上を目指したプログラムを実施しています。

話はもどりますが、「行動力」「思考力」「チーム

(3)「ナビ共育アカデミー」は、職員の人間力向上と持続的成長を目指して、株式会社ナビで2017年から実施している独自の職員研修であり、①インプット型（実習、集合研修）、②Web講座、③外部講師講習、④外部セミナー参加の4つで構成されている。

ワーク」のうち、業界的に見ても「行動力」が弱いと感じることがあります。

☆「人間力」を磨く4つのステージ ①



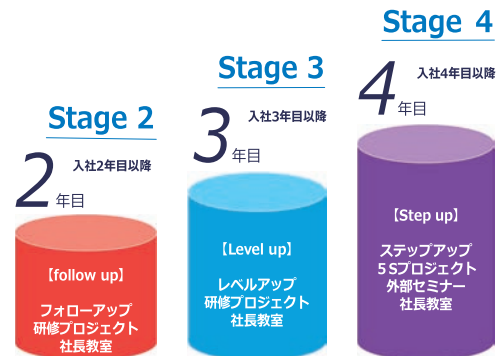
「気をつかう」ことと「遠慮すること」とを混同していると感じる場面がよく見受けられます。福祉を仕事に選ぶ人は他人の感情を察知する力が高く、それゆえに相手に不快感を与えないように行動する習慣が身についている場合があります。職員には「遠慮することと、思いやることは違う。思いやりは相手の立場を考えて行動すること」であると伝えていきます。思いやる心は伝わりますが、遠慮からは関係性の深化は望めないと考えるからです。

この取組みを始めてまだ数年ですが、20代の若い職員が特に成長したように思います。大変であろう対人援助の仕事を、利用者やご家族との信頼関係をしっかりと築き、良くやっていると感じることもあります。

☆ともに学ぶ「ナビ共育アカデミー」



☆「人間力」を磨く4つのステージ ②



難しい新卒の人材確保

～若い方には、自分探しの時間も必要

取締役：事業を実施する上で大変なのが、人材確保。特に近年は新卒の採用が厳しく、今年度はゼロでした。大学関係者に伺うと、社会福祉士の国家（受験）資格が取れる学校でさえ、約6割が福祉以外の業種に就職されるそうです。一般企業は採用試験や内定が早い時期であるのに対し、資格取得を志す方は、秋の実習を終えて1月末の国家試験、その後就活に動き出すという方もいて、スタートダッシュで既に遅れを取っているという感じでした。景気の動きに加え、こうした事情もあって新卒の確保が難しくなっているのが現状です。

他にも、実習先は老人介護の現場が中心で、障害福祉に関心があり就職を希望するのは、全体の4割程度。その中で児童福祉に行きたい人となれば、さらにその1割程度で、数人という感じです。ほとんどの人は、健常児と障がい児とが分離した教育形態のもと（特別支援学校や学級で分けられた構造）で育っていますので、障がい児に接する機会がなく、知らない世界になってしまっているのかもしれない。

その対策として、今年から新しい取組みを始めることにしました。一つ目は、ボランティアではなくアルバイトというかたちで、大学や専門学校生に1年生の時から子どもたちと触れ合ってもらく

こと。二つ目は、当社のホームページを学生向けにアレンジして仕事内容の紹介とともに、3年間働く中で「自分探し」をしてみませんかとPRすること。三つ目は、保育園で実習を行えば、健常児と障がい児の両方を一度に体験できますよと、強みをアピールすることです。

☆さぼーとnavi「こどもセンター」



最近ではどの企業も離職率が高いと言われていますが、それは若者が「生き方を探している」からだと思うのです。ワーク・ライフバランスということで、「仕事」と「人生」は別なものとして認知されるようになり、就職の段階ではその兼ね合いなどに迷ってしまうのだと思うのです。そうであれば、「とりあえず、やってみながら考えませんか?」と呼びかけてみるのはどうだろうかという発想です。

障がいの方が社会参加できる道とは？
～社会全体で2つのことを同時進行

—障がい者の就職に向け、企業経営者へのメッセージがあれば、お聞きしたいのですが—

取締役：私たちは「福祉」の仕事の中でも、子どもの発達支援に取り組んでいますが、異業種の方からは、「介護」と間違われることがよくあります。「介護」とは身体や精神の機能が低下した状態

にある人の生活行為を助けることで、残存能力を維持しつつ、穏やかに日々を送るお手伝いをする事です。一方、発達支援は、その子が将来自分らしく生きていくにあたり必要な力を身に付けていく成長過程を、時に見守り、教え、導くことが仕事であり、前向きで未来志向的なものです。

この違いを踏まえた上で申し上げると、障がい者の社会参加に向けては、本人側と社会側の双方が同時進行で歩んでいくことが必要と考えます。本人側に関しては、障がいのある子どもが社会に適應できるスキルを身に付けて社会に送り出せるようにすること。一方、社会側では、誤解、つまり働けない人、かわいそうな人という固定観念を解いていくことです。

発達支援に取り組む中で残念だと思うことは、出口（就職先）がなかなか無いことです。せっかく小さな時から培ってきた社会性やコミュニケーション力も大人になって使わないとどんどん低下して、すぐに福祉の世界へと後戻りしてしまいます。卒業と同時に社会で仕事を経験する機会に恵まれるかどうか、その方の将来、豊かな人生に大きな影響を及ぼす起点となるのです。

企業の皆様をお願いしたいひと工夫
～仕事・作業などの組み立て直し

—では、経営者・事業者の方はどうすれば良いのでしょうか、もう少しお伺いします—

取締役：私は、人生を過ごしていく上で必要な要素が三つあると思っています。それは、「生活の場」「仕事」「余暇」。これを障がいの方に当てはめると、生活の場は「福祉サービス」が支え、仕事では「福祉的就労（施設）」があり、国が推進する「農福連携」⁽⁴⁾などの新しい動きも見られます。しかし、「余暇」は未だ十分な状態ではあ

(4) 農福連携とは、農業者と福祉団体が連携して障がい者や高齢者らの農業分野での就労を支援する取組みのことであり、障がい者の方々の就労の場として近年注目されている。

りません。そうした中で、様々な集いの場所や見守る目のある活動というものは、子どもからお年寄りまで、ハンディキャップの有無を問わず利用できる社会資源であり、楽しみとなるものです。

☆真剣な眼差しで、絵画に集中！



角度を変えて見れば、誰もが安心して楽しく暮らせる街づくりにつながる新しい視点であり、私もそういう活動の場を広げるため、ここ数年は経済界の様々な活動の場へ積極的に顔を出すようにしています。そのうち、「卒業後にちょっと仕事をしてみないかい？」と言ってくれる社長さんに出会えることを願って・・・。

しかし、企業側の視点でみると、どうすれば良いのか解らないということになります。その解決策は、社内にある仕事内容や作業を一度整理して組み替えてみて、その方（障害特性）にあった作業をセレクトするという、ひと工夫を凝らすことです。そうすれば、障がい者の中には集中力が極めて高い方がいて、数倍のスピードや正確さで作業をこなす場合もあります。

また、目に見えない採用効果では、ギスギスしたムードがあった職場が、雇用をきっかけに和やかな雰囲気変わったというケースもあります。純粋で裏表もなく、打算やいじわるをすることがないので、周りの方も自然と心が洗われるのかも知れません。「働けるかどうか」という価値ではなく、私たちが忘れがちな「人」としての価値という点で、彼ら・彼女らには魅力があります。

働いて納税者になれば、本人にとっても社会にとってもウィンウィンの関係になります。今、外国人労働者の受入が話題となっていますが、経営者の皆様には地域の中で眠っている彼ら・彼女らのパワーもあることに気づいて頂き、仕事内容や作業の洗い出しと再構築に一步踏み出して頂ければうれしい限りです。

「人生の中で輝いている時があった!」、
そういう瞬間を生み出せる福祉が「夢」

—最後に、取締役の夢や貴社の将来像について、
お聞かせください—

取締役：誰にでも能力がピークを迎える時期があり、その後は徐々に能率が落ちていきます。働ける期間も有限であり、やがて介護保険のお世話になったりします。私の経験では、障がいの方の場合その期間は通常よりも短いといえます。人生の中でこの働ける数十年という時間を大切にしたいと考えています。「働くことができて良かったな。」「自分も輝いている時があったな。」と思える、そういう瞬間を生み出せる福祉を、地域の中でしっかりと根を張りながら展開していくことが夢です。

そこで、中期計画である20周年ビジョン「徹底的にキャリアアップ」を掲げました。当面は支援の軸とノウハウを全職員が共有し、組織として“ナビ支援”の地盤を固めていくことに取り組みます。加えて、これまでの弊社の経験、蓄積が旭川の福祉の発展に役立つのであれば、積極的にノウハウ等を公開し、多くの方々とともに地域内での連携を強めて、社会貢献を広げていきたいと考えています。

(田邊 隆久)

消費税改正の準備ポイント

むらづみ経営グループ
 税理士法人むらづみ総合事務所
 代表社員・税理士 玉木 祥夫

税率アップを含む大きな消費税改正は今回が3度目となりますが、今回の改正は、2段階税率（8%と10%）や適格請求書など今までにない制度が導入され、単なる経理的な対応だけでなく、軽減税率適用対象品の正しい理解、レジや請求システムの変更、価格改定や円滑な転嫁（得意先の理解）、社内教育（経営幹部・社員の知識習得）、転嫁拒否の問題（しない・させない）など多岐に亘る準備が必要となっています。

1. 軽減税率適用対象の「食料品の譲渡等」とは？

軽減税率の適用対象となる取引は、「食料品の譲渡等」と「定期購読契約に基づく新聞（週2回以上発行）の譲渡」ですが、「食料品の譲渡等」に該当する取引か否かは、次のように2つの視点で判断します。国税庁が公表する「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」などの具体例を参考に整理すると、次のようになります。

（1）対象となる食料品とは？

軽減税率適用対象の食料品とは、人の飲用、または食用に供されるもの全般であり、添加物・健康食品・サプリメントを含み、お酒・医薬品などは除外されています。具体例は、次表のとおりです。

食料品に該当するか否かの具体例	
該当	非該当
① 食用の活魚（観賞用の生きた魚は除く）	① ペットフード（人の食用ではない）
② コーヒーの生豆	② 畜産業における生きた肉用牛（販売時点で飲食されないもの）
③ 飲用の水・氷	③ 栽培用種子
④ ノンアルコール・ビール	④ 水道水（飲用以外の用途にも使われるため）
⑤ お酒を原料に使ったお菓子	⑤ 保冷用の氷
⑥ お酒を造るためのお米	⑥ 清掃用として販売する重曹
⑦ 医薬品ではない栄養ドリンク	⑦ 食料品の販売に伴い別料金で受取る包装代や発送料（食料品の対価ではない）
⑧ 食品と非食品を予め一体として価格表示・販売するもので、税抜価格1万円以下で食品価額割合2/3以上のもの	

なお、人の飲用・食用であるかは、販売する側の販売準備時点で判断することになっています。例えば、人の食用として販売されている肉を、購入者がペットに食べさせようとして購入したとしても、軽減税率適用対象の食料品に該当します。

（2）対象外となる外食・ケータリングとは？

（1）に該当する食料品であっても、食料品を単純に譲渡するのではなく、場所を提供して飲

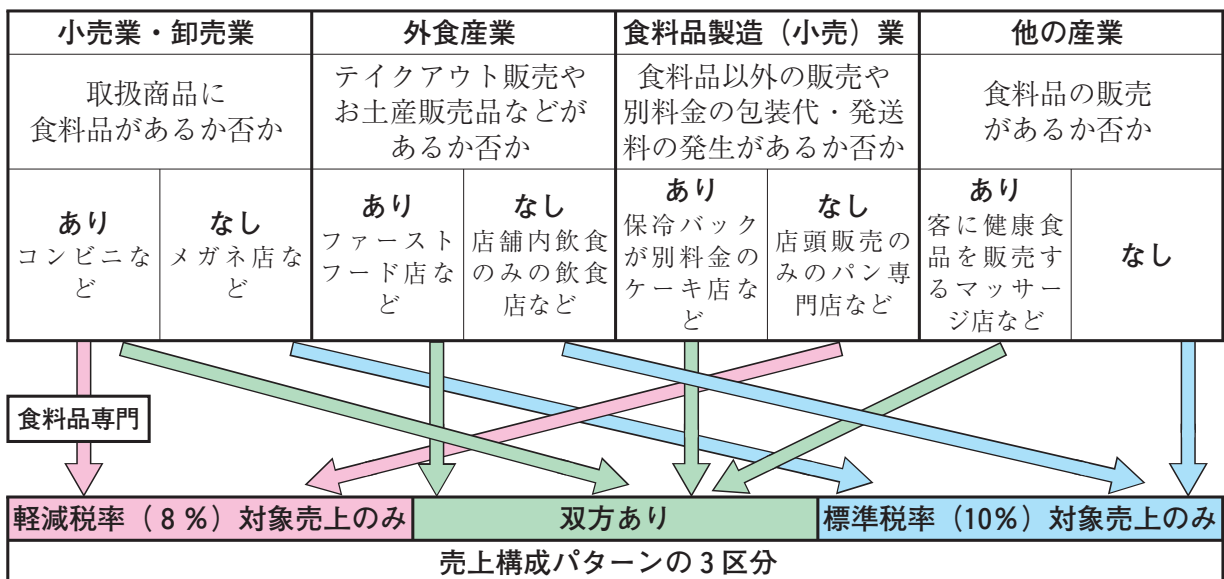
食させる「外食」と、相手方の指定する場所に出向いて調理・提供する「ケータリング」は、軽減税率適用対象から除外されます。これらは、食料品そのものの価値以外のサービスが大きく付加されているからです。具体例は、次表のとおりです。

「食料品の譲渡等」に該当するか否かの具体例	
該当 食料品の単純な譲渡	非該当 外食・ケータリング
① 飲食店が行う出前や宅配 ② 飲食店におけるテイクアウト販売や持ち帰り販売 ③ 列車車内販売やホテル客室冷蔵庫の飲料販売（酒類を除く） ④ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅での一定の食事提供 ⑤ 義務教育における給食提供（全員を対象にするもの） ＊④と⑤は、本来は外食・ケータリングとなり、軽減税率適用対象外ですが政策的配慮で軽減税率適用対象となっています。	① コンビニのイートインスペースでの飲食 ② ショッピングセンターのフードコートでの飲食を前提とした販売

なお、「店内飲食」か「持ち帰り販売」かは、販売時の顧客意思確認により判定するのが原則です。

2. 売上構成パターン（3区分）の把握が準備行為の出発点

次に、今回の消費税改正のためにどんな準備が必要かを的確に判断するためには、「自社の売上に軽減税率（8%）対象売上高があるか否か（将来の見通しを含めて）」という観点で、自社の売上構成パターンが次の3区分のどれに該当するかを把握することが必要です。主な業種毎に、3区分判断のポイントと判断事例を示したのが、次の図です。



なお、同一法人（同一個人事業主）が複数の事業を営んでいる場合、それぞれの事業毎にパターンを判断します。

3. 消費税転嫁のための価格改定など

(1) 価格改定

2019年10月1日からは、2段階税率を前提とした消費税転嫁を行うための価格改定を実施しなければなりません。自社の売上構成パターンと消費税転嫁方式に応じ、必要な対応策を整理したのが次表です。

消費税転嫁方式区分	軽減税率（8%） 対象売上のみ	双方あり	標準税率（10%） 対象売上のみ
<p>内税方式 (税込転嫁方式) 単品毎に税込価格を設定して消費税を転嫁する方式</p> <p>*免税事業者は、どの売上構成パターンであっても、仕入や経費のコストアップを吸収するための価格改定が必要となります。</p>	<p>全ての取扱品目が軽減税率（8%）対象品になるので、価格改定作業は不要です。</p>	<p>① 全ての取扱品目について適用税率を明確にし、②・③で決定した価格を、2段階税率に対応できるレジ・請求システムなどに登録します。</p> <p>② 標準税率（10%）対象品は、(旧価格÷108×110)で計算した金額を新価格に設定します。</p> <p>③ 軽減税率（8%）対象品は、価格を据置きます。</p>	<p>全ての取扱品目が標準税率（10%）対象品になるので、(旧価格÷108×110)で計算した金額を新価格に設定し、レジ・請求システムなどに登録します。</p>
<p>外税方式 (税抜転嫁方式) 単品毎の税抜価格を合計しその合計額に対する消費税を加算して転嫁する方式</p>		<p>全ての取扱品目について適用税率を明確にし、2段階税率に対応できるレジ・請求システムなどに税率区分を登録します。</p>	<p>全ての取扱品目が標準税率（10%）対象品になるので、レジや請求システムなどの税率を10%に改定します。</p>

内税方式を採用している場合で、10円や50円など高めの最低価格単位を設定している場合、標準税率（10%）対象品について行う端数処理（切上・切捨）の影響が大きくなりますので、全体として適正な改定幅になるようにします。

(2) 価格表示

どちらの消費税転嫁方式であっても、店舗・メニュー・WEBなどにおける価格表示は、税込価格表示が原則となっていますので、(1)により価格改定を実施した場合には、価格表示の変更も必要です。ただし、2014年、2019年と短期間に2回実施される税率改正対応の事務負担を軽減するため、2021年3月31日までは、税込価格と誤認されないための防止措置（例えば、『1,000

円＋税』や『店内の価格は全て税抜価格です』など)を条件に、税抜表示も認められているので、その際は価格表示の変更は不要となります。

4. レシートや請求書などの変更

(1) 段階的な記載追加への対応

現行制度では、物品やサービスを購入した事業者が、購入額に含まれる消費税額の控除(仕入税額控除)を受けるには、下表①の現行請求書制度欄の事例のように、保存する請求書(領収書などを含む)に法定事項が記載されている必要があります。しかし、2019年10月1日からは、区分記載請求書制度と適格請求書制度が段階的に導入され、②と③の事例のように、記載すべき事項を追加する必要があります。また、2023年10月1日から導入される適格請求書制度では、事業者登録制度が導入され、適格請求書の発行が登録事業者の義務となり、一方、購入事業者は適格請求書に記載された消費税額などに基づき仕入税額控除額を計算し、その適格請求書を保存しなければなりません。

①現行請求書制度 (ア)相手方の氏名・名称 小売・飲食・タクシーなどの事業者発行分は省略可 (イ)年月日・取引内容・対価金額 (ウ)発行者の氏名・名称	②区分記載請求書制度 軽減税率適用対象品である旨の表示(事例では☆の印)と適用税率毎の対価合計の追加(赤字部分)が必要です。	③適格請求書制度 対価(合計対価と適用税率毎の対価合計)に含まれる消費税額と発行事業者の登録番号の追加(赤字部分)が必要です。
請求書(領収書・計算書) ○○○御中 2019年10月3日 チョコレート ￥216 キャベツ ￥162 ティッシュ ￥110 計 ￥488 (株)スーパー玉友	請求書(領収書・計算書) ○○○御中 2019年10月3日 チョコレート☆ ￥216 キャベツ☆ ￥162 ティッシュ ￥110 計 ￥488 内訳 8%適用(☆印) ￥378 10%適用 ￥110 (株)スーパー玉友	請求書(領収書・計算書) ○○○御中 2019年10月3日 チョコレート☆ ￥216 キャベツ☆ ￥162 ティッシュ ￥110 計 ￥488 うち消費税 ￥38 内訳 8%適用(☆印) ￥378 うち消費税 ￥28 10%適用 ￥110 うち消費税 ￥10 (株)スーパー玉友 登録番号T1234567890123

(2) 売上構成パターン毎の具体的対応策

『自社が発行するレシートや請求書などに具体的にどのような変更を行えば良いのか』について、今後の時間経過と売上構成パターン毎に、対応策を整理したのが次表です。

時間経過	軽減税率（８％） 対象売上のみ	双方あり	標準税率（１０％） 対象売上のみ
2019年 9月30日まで 現行請求書の期間	現在発行している請求書・領収書・計算書が、（１）①の現行請求書制度の要件を満たしているか否か再確認します。万が一、満たしていないのであれば、将来必要となる対応策も含めて、レジ・請求システムなどの改修を行います。		
2019年10月 1日から 2023年 9月30日まで 区分記載請求書の期間	（１）①の現行請求書制度の要件を満たしていれば、現在発行している請求書・領収書・計算書に、『全品が軽減税率対象』などのように追加表示すれば良いです。 この追加は、ゴム印でも構いませんので、ゴム印を活用すれば、レジ・請求システムなどの改修は不要です。	（１）②の区分記載請求書制度の要件を満たした請求書・領収書・計算書を発行できるよう、早めにレジ・請求システムなどの改修を行う必要があります。 改修に際しては、４年後に対応が必要となる（１）③の適格請求書制度の要件を満たすようにします。	現在発行している請求書・領収書・計算書が、（１）①の現行請求書制度の要件を満たしていれば、何も変更する必要がありません。
2023年10月 1日から 適格請求書の期間	2023年10月 1日からは、免税事業者を除き、どの売上構成パターンであっても、（１）③の適格請求書制度の要件を満たした請求書・領収書・計算書を発行できるよう、レジ・請求システムなどの改修を行う必要があります。どちらかの税率区分の取引がない場合には、その税率区分の内訳を『０』と表記しなければなりません。 なお、免税事業者は適格請求書を発行できないので、2023年10月 1日からは、免税事業者からの物品やサービス購入代金の一部（７年目からは全額）について、購入事業者は税額控除を受けられなくなります。そこで、免税事業者が取引から排除されることを回避するために、課税事業者を選択して消費税納税義務を負い、適格請求書を発行することも可能となっています。		

5. 主な経過措置取引（旧税率適用取引）について

標準税率（10%）対象取引については、2019年10月 1日以降に引渡・提供されるものから新税率が適用されるのが原則です。しかし、「契約・代金授受から引渡・提供までの時間が長い取引、引渡・提供の時期が不確定な取引」や「10月 1日前後の厳密な区分が難しい取引」などは、2019年10月 1日以降の引渡・提供であっても、次の条件を満たすものは、旧税率取引となります。販売者が営業行為として見積金額や価格を提示・計算する場面や、販売者・購入者が収入や経費を区分経理処理する場面において、注意しなければなりません。

主な経過措置取引と注意点	時間経過	
	指定日前日 3月31日	施行日 10月1日
<p>(1) 一定の請負契約などで3月31日までに契約され、引渡・完了が10月1日以降のもの</p> <p>* 工事・製造の請負やソフト開発・設計・測量・企画などで一括業務完了が要件のものや、仕様選択・変更が可能な建物の譲渡が対象となる契約になります。ただし、これらに該当するものでも、4月1日以降に確定した金額増額分や、月単位で業務が完結する警備・清掃・メンテナンスなどは該当しないので注意が必要です。</p>	契約	引渡完了
<p>(2) 店舗・事務所などの貸付で3月31日までに契約（更新）され、10月1日前から継続貸付されるもの</p> <p>* 契約において、事情変更による賃貸料変更ができないものに限りますので、個々の賃貸借契約書を確認することが必要です。</p>	契約更新	継続貸付
<p>(3) 継続供給の電気・ガス・電話・灯油などで10月31日までに確定するもの</p>		継続供給 10月末まで確定
<p>(4) 右の要件を満たす旅客運送・入場料（映画・演劇・美術・遊園地・競馬場など）</p>	対価授受	提供完了
<p>(5) 右の要件を満たす定期供給書籍などの予約販売</p>	契約 対価授受	引渡
<p>(6) 発行者指定発売日が9月30日以前の新聞（軽減税率適用対象を除く）</p>	指定発売日	引渡
<p>(7) 右の要件を満たす通信販売による販売商品（軽減税率適用対象を除く）</p>	価格提示 申込	引渡

6. 区分経理の必要性と中小事業者の特例

標準税率（10%）対象取引と軽減税率（8%）対象取引は、個々の取引を区分集計しますが、中小事業者（基準期間課税売上高5,000万円以下）は、区分が困難な事情（区分不能なレジ・電卓売上計算・経理能力）がある場合、一定期間次の推定区分計算を行うことが可能です。

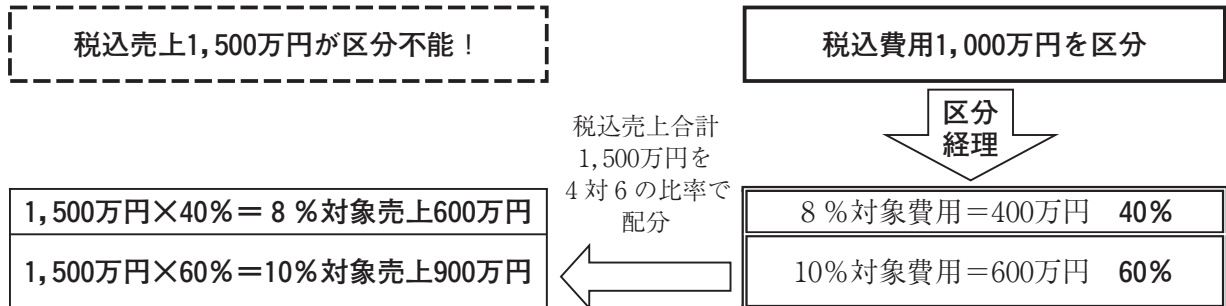
(1) 売上の区分が困難な場合

① 費用実績割合による区分

次の3つの条件を満たす場合には、2019年10月1日から4年間のみ、次の事例図に記載のとおり

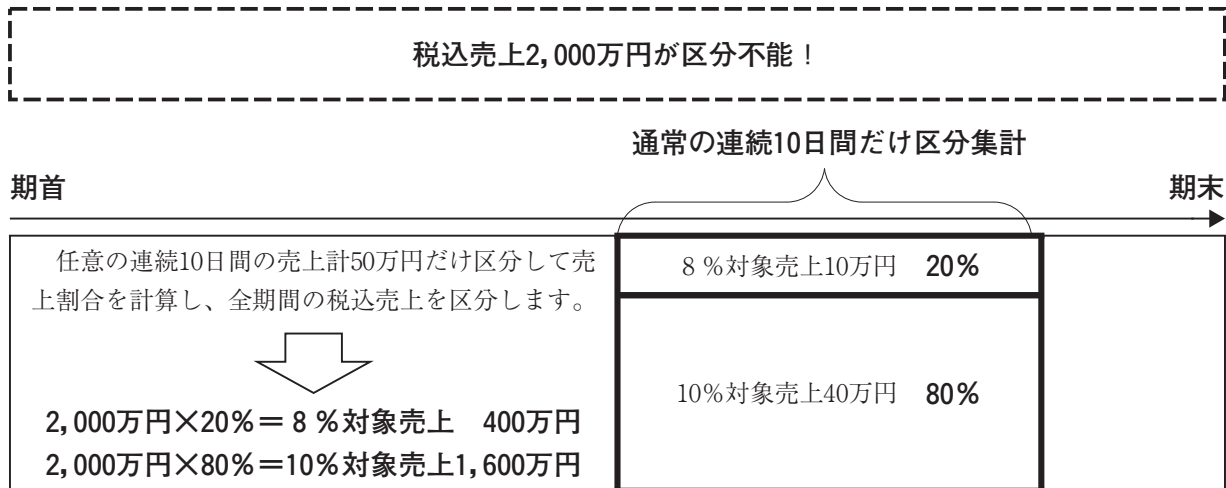
り、税込費用の区分実績割合に基づき、税込売上を区分することが認められます。

- (ア) 軽減税率（8%）対象売上のある卸売か小売業の事業者であること
- (イ) 簡易課税の非適用期間であること
- (ウ) 費用の区分が可能であること



②10日間売上割合による区分

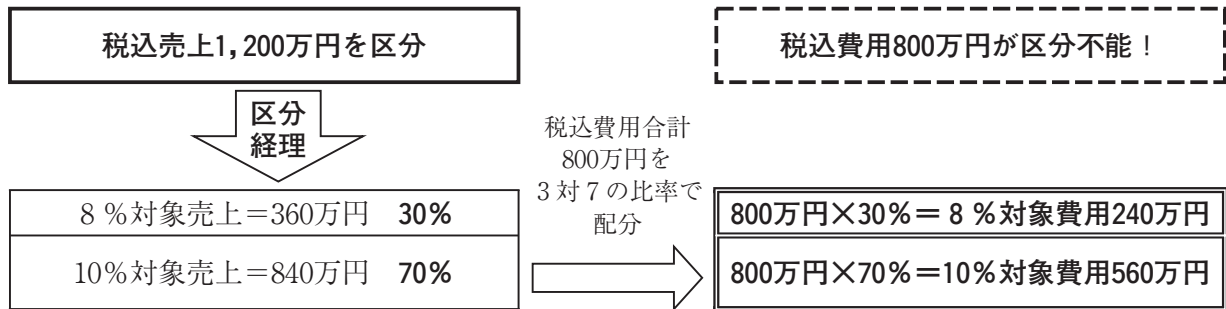
軽減税率（8%）対象売上のある全ての中小企業者は、2019年10月1日から4年間のみ、次の事例図に記載のとおり、通常の連続10営業日の売上区分実績割合に基づき、全期間の税込売上を区分することが認められます。



(2) 費用の区分が困難な場合

次の3つの条件を満たす場合には、2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日まで、次の事例図に記載のとおり、税込売上の区分実績割合に基づき、税込費用を区分することが認められます。

- (ア) 軽減税率（8%）対象売上のある卸売か小売業の事業者であること
- (イ) 簡易課税の非適用期間であること
- (ウ) 売上の区分が可能であること



7. 経理処理の準備ポイント

2段階税率や区分記載請求書・適格請求書など今までにない制度が導入されたことにより、経理処理における必要準備事項も多岐に亘り、複雑になっています。項目毎に詳しく整理したのが次表です。

項目	準備ポイント		
<p>(1) 仮決算 (2019年9月末時点)</p> <p>* 3月決算法人は、初めて仮決算が必要となるので、9月末時点の仮決算を忘れないよう、注意が必要です。</p>	<p>① 9月30日までの期間と10月1日からの期間は、税率が異なりますので、9月末時点で売掛金・未収金や未払金・未払費用を正確に計上し、税率が異なる期間の売上と経費を正確に把握します。また、経過措置対象の売上や経費が旧税率取引として区分されるように注意しなければなりません。</p> <p>② 「軽減税率対象売上のみ」の場合、売上の最終的な税率は8%で変わらないのですが、税率の内訳が、(国税分6.3%+地方税分1.7%)から(国税分6.24%+地方税分1.76%)に変わるので、正確に期間把握することが必要になります。</p>		
<p>(2) レジ・請求システム</p>	<p>軽減税率(8%)対象売上のある事業者は、要件を満たしたレジ・請求システムなどの改修を計画的に推進します。その際には、軽減税率対策補助金を活用し、資金負担の軽減を図ります。</p>		
<p>(3) 経理処理</p> <p>* 記帳状況に応じ、右記のように準備します。</p>	<p>手書での 記帳</p>	<p>勘定科目体系を次のように変更します。</p> <p>①別々の売上科目(8%売上と10%売上)を設定</p> <p>②別々の仕入科目(8%仕入と10%仕入)を設定</p> <p>仕入がない業態は不要です。</p> <p>③経費科目に「軽減税率経費」を設定</p> <p>交際費などに含まれる食料品購入分や新聞代など軽減税率適用費用だけを集計する専用科目を新設します。</p>	
	<p>会計ソフトによる 記帳</p>	<p>仕訳への 課税区分 設定</p>	<p>あり</p> <p>それぞれの仕訳に合致した「消費税課税区分」を入力します。</p>
		<p>なし</p>	<p>手書帳簿と同じですが、双方の適用税率が登場する科目に税率毎の補助コードを設定しても良いです。</p>

<p>(4) 購入段階のチェック</p>	<p>① 軽減税率が適用される食料品などを購入した場合、支払先から受領する領収書や請求書が区分請求書制度の要件を満たすか否かチェックし、満たさない場合には、自社で軽減税率対象品目に印を付け、税率区分毎の税込金額を追記します。</p> <p>② 2023年10月1日以降は、適格請求書制度の要件を満たさない請求書・領収書・計算書では、仕入税額控除を受けられません。従って、相手先が免税事業者である場合を除き、要件を満たしていない場合には、適格請求書の発行を相手方に要求しなければなりません。</p>
--------------------------	--

8. 転嫁拒否行為の禁止について

(1) 取締制度と社員教育の必要性

消費税率が5%から8%に引上げされた際に、「消費税転嫁対策特別措置法」が制定され、中小事業者などから継続的に商品やサービスの供給を受ける事業者に対し、買ったとき（今までの価格を引下げるにより消費税転嫁を拒む行為）などを行うことが禁止されています。

しかし、買ったときなどを取り締まる公正取引委員会の相談窓口などには既に約1万件の相談が寄せられていて、約半数について、供給を受ける事業者に対し是正指導が行われています。このうち影響力の大きい勧告案件46件は、実名入りで「買ったとき」の内容が公表されています。

次表は買ったときの具体例ですが、供給を受ける事業者側に悪意がなく、無知に基づき無意識のうちに「買ったとき」を行っているケースも少なくありませんので、買ったときに該当する行為を行わないよう、社員教育の実施など適切な管理を行う必要があります。

「買ったとき」の具体例	
<p>メガネの小売事業者は、賃借している店舗につき、税込価格で定められている家賃について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。</p>	<p>大規模小売事業者は、消費税率引上げ後に見込まれる売上減少の対策として、消費税率引上げ後の税抜価格を3%引下げる販売企画を実施し、納入事業者に対しても税抜納入価格を3%程度引き下げるよう要請した。</p>

(2) 転嫁拒否行為への対処法

自社が、買ったときなどを受ける可能性がある場合の対応策を、次のように事前準備段階と事後的対処段階に分けて明確にし、自社の営業・販売担当部署に周知することも必要です。

①事前準備段階

- (A) 転嫁への理解をお願いする文書を得意先へ発送すると同時に、店内やホームページなどに掲示します。
- (B) 継続的に大きな取引のある得意先で、買ったときや値引き要請がありそうな先を事前にリ

ストップし、訪問によるお願いなど個別対応を行います。

- (C) 得意先に公益非課税事業者（医業・社会福祉・学校教育など）がある場合には、事前の個別対処が重要となります。

②事後的対処段階

- (A) 買ったたきが、得意先の担当者段階での要求なのか、組織決定に基づく要求なのかを、見極めることが重要です。
- (B) 担当者段階での要求であれば、上司や経営者との直接交渉を求めます。それでも理解されない場合は、上司や経営者に直接連絡します。
- (C) 得意先の上司や経営者との交渉の際には、公正取引委員会が公表する類似勧告事例などを交渉材料に、消費税転嫁への理解を求めます。
- (D) 交渉が不調に終わった時は、第三者（公正取引委員会・中小企業庁などの行政や弁護士など）を通じた交渉を行うのか、転嫁を諦めるのか、意思決定しなければなりません。第三者を通じた交渉を選んだ場合には、その得意先との取引を失う覚悟が必要となります。

9. その他の制度など

(1) 簡易課税選択の特例

- ① 簡易課税の選択は、適用しようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出するのが原則です。
- ② しかし、中小事業者（基準期間課税売上高5,000万円以下）は、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間については、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から適用を受けることができます。

(2) 消費税改正対応のためのシステム改修費

- ① コンピュータ・システムのプログラム開発費用やバージョンアップ費用は、減価償却を通じて費用化するのが原則です。
- ② しかし、消費税改正に対応するために、販売管理・請求書発行システムのプログラムを改修した場合、それ以外の機能追加がないときは、全額を修繕費として損金算入することとなります。

(3) 軽減税率対策補助金

- ① 要件を満たした複数税率対応レジや受発注システムの導入に対し、前者は1台20万円1事業者200万円、後者は1,000万円を上限に、補助金の支給を受けることが可能です。
- ② 食料品の小売・卸売や飲食業など軽減税率対象品を継続的に取扱う中小事業者だけが対象であり、軽減税率対象品の継続的取扱いのない事業者の不正受給が問題視されているので注意が必要です。

10. 役職別の役割の整理

最後に、今回の消費税改正に関し、役職別に果たすべき役割を整理したのが、次表です。

区分	果たすべき役割
(1) 企業経営者 個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ① 価格改定や消費税負担増加について、得意先（元請先）の理解が得られ難いことが想定される場合には、早めに得意先と接触し、消費税転嫁について理解を得ます。 ② 自社のレジ・請求システムなどの必要変更事項とタイミングを的確に理解し、補助金などを有効に活用し、必要な変更を制度改正前に完了させます。 ③ 仕入先・外注先・各種納入先に対する転嫁拒否行為を、自ら行わないように注意します。 ④ 営業担当者・販売員・得意先担当者、購買担当者、経理担当者が理解すべき知識を習得するための機会（職場内研修・外部研修参加など）を設けます。 ⑤ 納税額増加による中間納付の発生・増加、購入支出で先行増加する消費税額（特に軽減税率対象売上割合が高い事業者）など資金繰上の悪影響が出ないか慎重に検証します。
(2) 営業担当者 販売員 得意先担当者	<ul style="list-style-type: none"> ① 自社の売上品目が、標準税率対象品と軽減税率対象品のどちらに該当するのかを正しく理解しなければなりません。 ② 経過措置取引に該当する可能性がある売上品目や提供サービスがある場合、経過措置取引の該当要件を正しく理解しなければなりません。 ③ 現行請求書制度、区分記載請求書制度、適格請求書制度の違いや、今自社に求められるのがどの制度かを正しく理解しなければなりません。 ④ 持ち帰りで購入した顧客が店内飲食した場合など、お客様対応に困る場面の想定とその対処を訓練する必要があります。
(3) 購買担当者	<p>仕入先・外注先・各種納入先に対し、買ったときなどの転嫁拒否行為を行わないよう注意しなければなりません。</p>
(4) 経理担当者	<ul style="list-style-type: none"> ① 「7. 経理処理の準備ポイント」に記載のとおり、必要な準備を計画的に進めなければなりません。 ② 消費税改正に関する知識習得や情報収集を担当し、必要な情報を職場にタイムリーに発信することが必要になります。

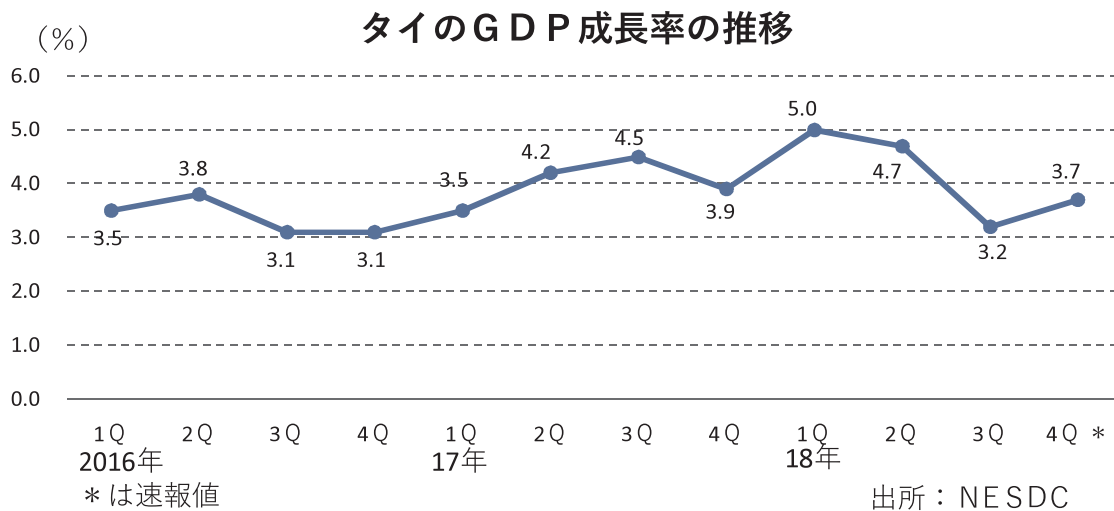
以上



新しい商業施設に北海道から出店ラッシュ ーバンコク大型複合施設に「北海道どさんこプラザ」が開設ー

北洋銀行バンコク駐在員事務所
所長 小柳 博嗣

タイ経済は景気回復が続いており、NESDC（タイ国家経済社会開発委員会）は、2018年のGDP成長率（速報値）が、実質ベースで前年比4.1%だったと発表。2017年のタイの実質GDP成長率が4.0%に修正されたため、4%台は2年連続となりました。2015年の2.9%、2016年の3.2%から成長が加速しています。



【設備投資の加速】

投資は官民ともに加速し、大型商業施設の開発やバンコクの高架鉄道であるBTSの延伸などインフラ投資が目立っている状況です。商業施設の開発も相次いでおり、2018年11月には国内最大規模の「アイコンサイアム」(同施設に「サイアム高島屋」がキーテナントとして入居)が開業しました。

【観光業の回復】

外国人観光客の増加（実績：3,828万人、前年比+7.5%）が回復に寄与しており、2019年は4,110万人の予想となっています。2018年10-12月期の実質GDP成長率を供給項目別に見ると、ホテル・レストランは5.3%、卸小売は7.5%と高い伸び率を記録しました。

【2019年見通し】

2019年のGDP成長率について、NESDCは3.5~4.5%と予測しています。米中貿易戦争により世界経済の先行きが不透明の中、予測は据え置いたものとなりました。その上で、政府が公共投

資の予算を確保している事や観光業が回復の兆しを見せている事は、明るい材料になるとの見解を示しています。懸念材料としては、世界経済減速の影響や3月に行われる総選挙の結果次第で、テロや大規模デモなどが発生するリスクなどが挙げられています。過去にはスワンナプーム国際空港の占拠などが起きた2008年に、生産指数や訪タイ旅行者が落ち込む事がありました。

【新しい商業施設がオープン】

2018年11月10日、バンコクに大型複合施設「アイコンサイアム」がオープンしました。同施設にはキーテナントとなる高島屋のタイ1号店「サイアム高島屋」が同時にオープンし、UG階（2階に相当）に道産品アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」が開設されています。同プラザの海外店はシンガポールに次ぐ2店目で北海道産の食材、民芸品など約500点を取り扱っています。



2018年11月9日 開店前日の様子

【開業までの道のり】

2011年、バンコクの中心部を流れるチャオプラヤー川西岸（トンブリー地区）に大規模な複合施設「アイコンサイアム」開発が発表されました。敷地面積は約8万m²。商業施設2棟と50階建てと70階建ての高級分譲マンションを併設し、延べ床面積は75万m²にもなるものです。投資額は約540億バーツ（約1,880億円）。2017年完成を目指して2014年より着工されました。

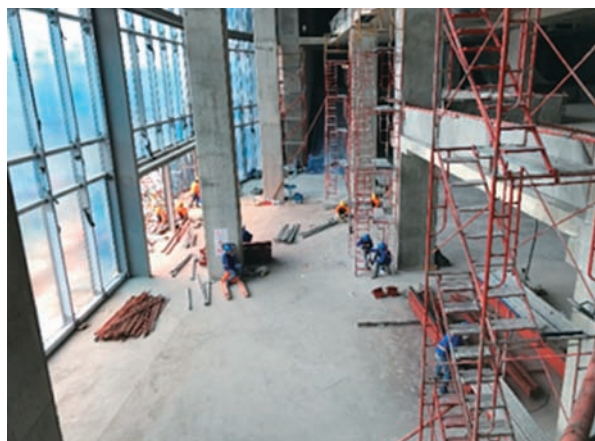
そして2014年10月には高島屋が「アイコンサイアム」内にデパート「サイアム高島屋」を出店すると発表、また2017年9月には北海道が「サイアム高島屋」内に道産品アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」を出店する方針を発表します。

その後、当初予定より1年遅れとはなりましたが、2018年11月9日「アイコンサイアム」は、VIPなどを招いてオープニングイベントを開催、10日から一般客向けの正式オープンとなりました。商業・娯楽施設の延べ床面積では、バンコク中心部の「セントラル・ワールド」を抜いてタイ最大となっています。

開業の5か月前の様子



どさんこプラザ入居予定場所



サイアム高島屋エントランス

2018年6月に建設現場を見学した際は、コンクリート打ちっぱなしの状態で、開業を危ぶむ声も聞こえてきましたが、最後は急ピッチで仕上げ、無事オープンとなりました。

オープニングイベントの様子



昼の様子



夜の様子



フードコートは大盛況

【どさんこプラザ開設記念「食とワインのタベ in バンコク」を開催】

11月16日、ホテルオークラ プレステージバンコクにてレセプションを開催。高橋はるみ・北海道知事や石井純二・北洋銀行会長らが出席し、タイ初の「どさんこプラザ」開設をPRしました。



石井会長あいさつ



高橋知事あいさつ

【開業後とこれから】

「アイコンサイアム」および「サイアム高島屋」は、最寄り駅（BTSクルントンブリー）からは徒歩20分と遠く、開業前からアクセスの悪さが問題視されていました。駐車場は約4,000台確保していますが、手前の道路はモノレールの工事中で車線が狭くなっており、交通渋滞が常態化しています。

現在は、対岸（チャオプラヤー川 東岸）のBTSサパンタクシン駅近くの船着き場よりシャトルボートを利用する観光客が多く、「アイコンサイアム」内では川に近いエリアが賑わいを見せています。一方で、川からは遠いエリアにある「サイアム高島屋」はやや苦戦を強いられている状況は否めません。ただし2年後に完成予定のモノレールは「サイアム高島屋」に直結する予定であり、動線の変化が期待されています。これにより従来のバンコク商業地図を塗り替える可能性もあります。

「アイコンサイアム」の、開業3か月間における1日当たりの平均来店者数は、平日が13万人、休日が15万人。タイ人は70%で、外国人では中国人が80%を占めていると発表しました。日本人が多く居住するスクンビット地区からは離れており日本人は少ないのが現状です。

今年7月には大型会議場と美術館が稼働予定であり、さらなる来店者数増加が期待されます。

【どさんこプラザについて】

どさんこプラザは今回の出店に当たり約500アイテムのFDA（タイ国食品医薬品承認局）認可登録を行いました。商品は菓子類の登録が多いですが、定期的に入替を行いながら、常時350ほどのアイテムが陳列されています。商品別では北海道ミルクを使ったソフトクリームが一番人気で、チョコレート菓子なども良く売れているそうです。常設ではないテスト販売のブースでは生

鮮品（野菜や果物などの一次産品）を販売しており、売れ行きは好調との事です。

ただし、交通アクセスの不便さから期待通りの集客には至っていない模様で、タイ側の担当者からは「レイアウトやディスプレイの変更も含め、もっと北海道コーナー感を出していく事を検討している。」との話を伺いました。

まだ試行錯誤の段階ですが、北海道産品をタイで売りたいと考えている事業者様には新しい販売窓口が出来た事は間違いありません。交通アクセスの問題は解決が見込まれており、近い将来には新しいランドマークとして人気の商業施設となっている事が期待されます。

今後、バンコクで北海道産品の販売を検討している方がいらっしゃいましたら、テスト販売からご検討されてはいかがでしょうか。

【そのほかの出店企業について】

「アイコンサイアム」および「サイアム高島屋」には、ほかにも北海道企業が出店しています。北海道は「食」が人気であり「梅光軒（ラーメン）」、「カムイ（北海道レストラン）」、「北海道朝市（海鮮丼）」、「おたる政寿司（寿司）」のお店がそれぞれバンコク初進出しました。

飲食以外では、「GANON FLORIST（生花店）」と「ツルハ（ドラッグストア）」も出店しています。「どさんこプラザ」を含め7店もの北海道企業が同時にオープンしており、出店ラッシュとなりました。

【バンコク駐在員事務所について】

当駐在員事務所では、タイ進出の際に様々なサポートを行っております。現地視察のアレンジ、市場・物流・商流調査のサポート、タイ法人設立に向けたパートナー企業や販路拡大を目指したマッチング、提携先であるバンコック銀行を通じた金融支援（口座開設、資金調達）など様々な形でご利用いただけますので、タイでのビジネスをお考えの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談いただければと思います。

以上



人口減少時代におけるAI（人工知能）の活用

AI（Artificial Intelligence、人工知能）の第3次ブームということで、このところAIに関する出版や雑誌等での特集（例えば「文芸春秋」3月号）が相次いでいる。人口減少時代における人手不足への対応あるいは生産性向上に向けての取り組みの具体策として、企業の関心も急速に高まっているようだ。自動車の自動運転技術の開発や医療診断システム、キャッシュレス社会の構築、各種ロボット開発などの記事は毎日のように各紙の紙面を賑わしている。

金融の分野も例外ではない。フィンテック（ファイナンスとテクノロジーの合成語）という標語を合言葉に、決済・融資・資産運用・保険などの分野で様々な新しいサービスが提供されつつある（野口悠紀雄著『入門AIと金融の未来』）。例えば、北洋銀行でも本年2月25日から、スマートフォンで登録口座の残高や入出金明細を24時間いつでもリアルタイムに照会できる「ほくようスマート通帳」の取り扱いを開始した。これにより紙の預金通帳は不要となり、お客様の利便が向上するとともに、紙の使用量削減の効果も期待される。

AIの技術は近年急速に進化しており、周知のとおりチェス・将棋・囲碁などの分野においては、既にその道の名人（最高の知力）を打ち破る実績をもつソフトが開発されている。大量のデータ（ビッグデータ）に基づき、コンピュータが自動的に学習する能力（機械学習）が開発され、パターン認識、図形認識が可能となり、顔認証などAIの活用範囲も急速に広がりつつある。こうした状況に鑑み、「AIは将来、人知を超えるのではないか」「AIが人類を滅ぼすのではないか」といった議論も見られるところである。もっとも、「AIがコンピュータ上で実現されるソフトである限り、人間の脳の働きの全てを計算式で表示できなければ、AIが人知を超えることはない」というのが現時点での一般的な見方である。近い将来人間の脳の働きが、全て解明される確率は低い。ただ、人間が指示する狭い範囲の仕事（タスク）は、今後AIの下で稼働する機械やロボットにどんどん代替されることは避けられない。

オックスフォード大学の研究チームの予測によると、アメリカの702種に分類した職業のうち、今後10年から20年の間に約半数が消滅し、全雇用者の48%が職を失う恐れがあるという。仕事がマニュアル化し易いルーティーンの仕事、とりわけ事務系の仕事がAIに代替される可能性が高いとの予測だ。アメリカで生ずる事態は、日本においても同じように発生する可能性が高く、決して他人ごとではない。我が国の場合、急速な人口減少に伴う人手不足が深刻化しつつある現状に鑑み、今後、AI化に伴い仕事を失う人が出ても失業問題はさほど大きな問題とはならないとみる向きもある。しかし、AIによってはじき出された人々が、人間でなければできない、すなわちAIに代替されず生き残る仕事に全て再就職できるか否かは未知数だ。人材のミスマッチが発生すればそれはそれで大きな社会問題となろう。今、ネット時代の子供たちの読解力が急速に低下してきているという（新井紀子著『AI vs 教科書が読めない子供たち』）。AI時代の人材育成の在り方が問われる時代が間近に迫っている。

（平成31年3月10日 北洋銀行顧問 横内 龍三）

主要経済指標 (1)

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)	2015年=100 季調値	前期比 (%)
2014年度	102.2	△ 5.3	98.4	△ 0.5	100.6	△ 6.1	97.5	△ 1.2	97.2	2.0	104.9	6.1
2015年度	r 99.7	△ 2.4	r 99.8	△ 0.7	r 99.7	△ 0.9	r 99.6	△ 1.0	r 92.6	△ 4.7	r 95.2	0.2
2016年度	r 99.8	0.1	r 100.6	0.8	r 99.4	△ 0.3	r 100.2	0.6	r 92.3	△ 0.3	r 93.9	△ 1.4
2017年度	r 100.3	0.5	r 103.5	2.9	r 101.4	2.0	r 102.4	2.2	r 98.0	6.2	r 98.8	5.2
2017年10~12月	r 100.5	0.2	104.4	1.2	r 101.3	△ 0.4	r 103.1	0.7	r 95.2	1.8	101.1	2.0
2018年1~3月	r 98.9	△ 1.6	103.3	△ 1.1	r 99.8	△ 1.5	101.8	△ 1.3	r 103.4	8.6	104.1	3.0
4~6月	r 100.2	1.3	104.5	1.2	r 100.2	0.4	103.9	2.1	r 104.1	0.7	101.4	△ 2.6
7~9月	r 95.7	△ 4.5	103.1	△ 1.4	r 97.1	△ 3.1	101.9	△ 2.0	r 100.7	△ 3.3	102.6	1.2
10~12月	r 98.6	3.0	105.1	2.0	r 98.4	1.4	103.7	1.8	r 104.4	3.7	103.1	0.5
2018年 1月	r 99.0	△ 1.4	100.8	△ 4.7	r 100.1	△ 1.8	100.2	△ 4.9	r 96.5	1.4	100.5	△ 0.6
2月	r 98.3	△ 0.7	103.5	2.7	r 99.8	△ 0.3	101.9	1.7	r 98.9	2.5	100.8	0.3
3月	r 99.4	1.1	105.7	2.1	r 99.6	△ 0.2	103.4	1.5	r 103.4	4.6	104.1	3.3
4月	r 99.6	0.2	105.4	△ 0.3	r 101.7	2.1	105.2	1.7	r 100.7	△ 2.6	103.2	△ 0.9
5月	r 101.3	1.7	104.8	△ 0.6	r 102.1	0.4	103.0	△ 2.1	r 103.6	2.9	103.2	0.0
6月	r 99.6	△ 1.7	103.4	△ 1.3	r 96.8	△ 5.2	103.6	0.6	r 104.1	0.5	101.4	△ 1.7
7月	r 99.4	△ 0.2	103.0	△ 0.4	r 100.2	3.5	101.4	△ 2.1	r 101.8	△ 2.2	101.6	0.2
8月	r 97.4	△ 2.0	103.3	0.3	r 99.8	△ 0.4	103.2	1.8	r 102.5	0.7	101.4	△ 0.2
9月	r 90.4	△ 7.2	102.9	△ 0.4	r 91.3	△ 8.5	101.1	△ 2.0	r 100.7	△ 1.8	102.6	1.2
10月	r 98.2	8.6	105.9	2.9	r 98.3	7.7	104.6	3.5	r 104.7	4.0	101.3	△ 1.3
11月	r 99.0	0.8	104.8	△ 1.0	r 100.2	1.9	103.3	△ 1.2	r 102.7	△ 1.9	101.4	0.1
12月	r 98.7	△ 0.3	104.7	△ 0.1	r 96.9	△ 3.3	103.3	0.0	r 104.4	1.7	103.1	1.7
2019年 1月	p 96.6	△ 2.0	101.1	△ 3.4	p 95.9	△ 0.9	99.8	△ 3.4	p 103.5	△ 0.9	101.7	△ 1.4
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	百貨店・スーパー販売額											
	百貨店・スーパー計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
2014年度	967,563	△ 1.0	199,952	△ 0.9	209,547	△ 4.1	67,021	△ 2.8	758,016	△ 0.1	132,931	0.0
2015年度	961,554	3.3	r 199,400	2.7	210,190	0.3	67,923	1.3	751,365	4.0	r 131,477	3.3
2016年度	r 953,907	0.4	r 195,260	△ 1.1	r 202,849	△ 3.5	r 65,607	△ 3.4	r 751,058	1.6	r 129,653	0.0
2017年度	r 962,110	0.9	r 196,223	0.5	r 201,291	△ 0.8	r 65,354	△ 0.4	r 760,819	1.3	r 130,869	0.9
2017年10~12月	261,516	1.5	53,522	0.7	57,218	3.8	18,681	0.1	204,298	0.9	34,840	1.1
2018年1~3月	237,118	1.2	47,772	0.5	51,278	0.6	16,069	△ 1.1	185,840	1.4	31,704	1.3
4~6月	231,215	0.7	47,260	0.2	45,979	2.2	15,280	0.1	185,236	0.4	31,979	0.3
7~9月	235,938	0.9	47,888	0.2	45,860	△ 4.1	14,733	△ 4.0	190,078	2.1	33,155	2.2
10~12月	261,449	0.0	53,124	△ 0.7	57,507	0.5	18,353	△ 1.8	203,942	△ 0.2	34,771	△ 0.2
2018年 1月	81,932	0.7	16,826	0.5	17,920	△ 0.9	5,659	△ 1.4	64,013	1.2	11,167	1.5
2月	73,759	1.7	14,565	0.5	15,654	2.9	4,702	△ 1.5	58,105	1.4	9,863	1.5
3月	81,427	1.2	16,381	0.4	17,704	0.2	5,708	△ 0.4	63,723	1.5	10,673	0.9
4月	77,062	0.8	15,565	△ 0.1	15,115	2.6	5,005	0.2	61,947	0.3	10,560	△ 0.3
5月	76,827	△ 0.3	15,664	△ 1.4	15,040	0.2	4,944	△ 2.5	61,787	△ 0.5	10,721	△ 0.8
6月	77,326	1.8	16,030	2.1	15,824	3.7	5,331	2.6	61,502	1.3	10,699	1.9
7月	81,241	△ 0.4	17,002	△ 1.0	16,778	△ 3.6	5,617	△ 6.5	64,463	0.5	11,384	1.9
8月	80,114	1.4	15,751	0.6	15,298	1.2	4,515	△ 0.8	64,816	1.5	11,236	1.2
9月	74,584	1.6	15,135	1.1	13,784	△ 9.9	4,600	△ 3.8	60,799	4.6	10,535	3.4
10月	77,105	△ 1.2	15,862	△ 0.2	16,242	△ 1.7	5,159	△ 0.1	60,863	△ 1.0	10,703	△ 0.2
11月	79,976	0.6	16,437	△ 1.7	17,626	3.4	5,789	△ 2.3	62,350	△ 0.1	10,648	△ 1.3
12月	104,368	0.3	20,825	△ 0.5	23,639	0.0	7,405	△ 2.5	80,729	0.4	13,420	0.7
2019年 1月	81,505	△ 0.5	16,322	△ 3.0	18,079	0.9	5,380	△ 4.9	63,426	△ 0.9	10,941	△ 2.0
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 百貨店・スーパー販売額の前年同月比は全店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (2)

年月	専門量販店販売額											
	家電大型専門店				ドラッグストア				ホームセンター			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
2014年度	130,039	—	41,781	—	210,738	—	49,423	—	128,522	—	32,517	—
2015年度	136,816	5.2	42,288	1.2	229,820	9.3	54,776	9.2	131,589	2.4	33,159	2.0
2016年度	r 136,978	0.1	r 41,984	△ 0.7	r 242,714	5.6	r 57,729	5.3	r 129,492	△ 1.6	r 33,040	△ 0.4
2017年度	r 141,377	3.2	r 43,343	3.2	r 255,465	5.3	r 61,624	6.4	r 130,289	0.6	r 32,920	△ 0.4
2017年10~12月	37,496	4.0	11,288	3.7	63,951	5.1	15,730	6.1	35,458	△ 0.2	8,720	△ 0.8
2018年1~3月	p 36,897	0.5	10,931	2.4	p 63,915	4.8	15,082	7.4	p 25,045	1.2	7,212	△ 0.5
4~6月	p 31,919	2.9	10,070	2.9	p 64,858	5.2	15,954	6.1	p 36,950	0.6	8,609	△ 2.0
7~9月	p 36,292	0.9	11,397	0.9	p 67,711	3.3	16,249	5.5	p 34,634	4.7	8,259	0.8
10~12月	p 38,627	3.0	11,514	2.2	p 65,937	3.3	16,359	4.8	p 37,029	4.4	8,773	0.6
2018年 1月	12,954	0.7	3,843	3.6	22,661	4.2	5,013	7.0	8,267	△ 2.8	2,411	△ 0.9
2月	9,945	1.7	3,066	3.8	21,401	4.1	4,800	6.2	7,293	2.7	2,170	△ 0.9
3月	13,998	△ 0.5	4,023	0.3	19,853	6.1	5,270	8.8	9,485	3.8	2,630	0.3
4月	10,798	△ 1.1	3,334	0.8	21,474	6.0	5,302	7.9	12,292	4.1	2,973	0.4
5月	10,322	3.7	3,240	0.4	21,056	4.5	5,293	4.1	13,235	△ 2.9	2,951	△ 5.6
6月	10,799	6.4	3,496	7.6	22,328	5.2	5,359	6.3	11,423	1.2	2,686	△ 0.5
7月	12,895	△ 9.1	4,516	△ 1.5	22,331	0.7	5,670	6.2	11,633	△ 3.3	2,931	0.7
8月	11,396	3.1	3,499	△ 1.7	23,162	4.0	5,436	5.4	11,234	△ 0.1	2,737	△ 1.4
9月	12,001	12.0	3,381	7.3	22,218	5.3	5,143	4.8	11,767	20.2	2,590	3.3
10月	10,835	1.8	3,099	0.0	21,624	2.7	5,321	6.3	11,532	5.0	2,744	5.6
11月	11,492	0.4	3,371	△ 1.7	21,699	3.5	5,199	4.4	11,678	5.7	2,685	△ 2.4
12月	16,300	5.8	5,044	6.5	22,614	3.8	5,839	3.9	13,819	2.9	3,345	△ 0.8
2019年 1月	13,059	0.8	3,849	0.2	24,056	6.2	5,258	4.9	8,280	0.2	2,363	△ 2.0
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■専門量販店販売額は2014年1月から調査を実施。

年月	コンビニエンスストア販売額				消費支出 (二人以上の世帯)				来道者数		外国人入国者数	
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		北海道	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	円	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)	千人	前年同月比(%)
2014年度	528,434	3.3	105,446	5.3	259,469	0.2	288,188	△ 1.8	12,308	0.3	930	36.3
2015年度	544,969	3.1	111,279	5.5	255,058	△ 1.7	285,588	△ 0.9	12,823	4.2	1,243	33.6
2016年度	555,104	1.9	115,183	3.4	260,403	2.1	281,038	△ 1.6	13,501	5.3	1,394	12.2
2017年度	565,731	1.9	118,019	2.3	264,433	1.5	284,587	1.3	13,777	2.0	1,736	24.5
2017年10~12月	143,516	1.3	29,785	1.4	286,681	0.0	294,130	1.3	3,281	2.5	442	23.1
2018年1~3月	p 132,553	2.2	27,968	2.1	265,722	0.4	285,516	2.2	3,048	1.8	512	22.1
4~6月	p 141,057	1.9	29,678	1.6	245,839	△ 2.3	281,129	△ 0.5	3,316	0.5	403	24.8
7~9月	p 153,489	1.5	31,867	2.6	245,188	△ 3.4	282,380	2.3	3,202	△ 22.8	468	2.0
10~12月	p 143,943	0.3	30,268	1.6	270,258	△ 5.7	300,236	2.1	3,251	△ 0.9	447	1.1
2018年 1月	44,525	1.8	9,323	1.8	272,761	△ 2.0	289,703	3.7	960	△ 0.1	r 185	13.2
2月	41,619	2.3	8,675	1.6	236,225	△ 6.2	265,614	1.9	999	5.6	r 184	24.5
3月	46,409	2.5	9,969	2.8	288,181	9.2	301,230	1.1	1,090	0.0	r 143	32.4
4月	45,348	2.5	9,721	2.2	246,940	△ 6.0	294,439	△ 0.5	991	4.7	r 119	23.0
5月	47,481	0.2	9,979	0.1	254,322	9.5	281,307	△ 0.6	1,117	△ 3.5	r 135	22.9
6月	48,228	3.1	9,978	2.5	236,254	△ 9.1	267,641	△ 0.4	1,208	1.0	r 149	28.2
7月	52,644	△ 0.3	10,900	1.3	247,432	1.9	283,387	1.5	1,300	△ 1.0	r 198	11.4
8月	51,939	1.9	10,745	2.2	252,436	△ 8.4	292,481	4.3	1,533	0.2	r 179	11.0
9月	48,906	3.1	10,222	4.5	235,697	△ 2.9	271,273	0.9	1,017	△ 22.1	r 91	△ 24.0
10月	47,077	△ 2.3	9,986	0.0	257,778	△ 14.6	290,396	2.7	1,132	△ 7.3	r 121	△ 12.3
11月	46,158	1.8	9,716	2.0	264,767	0.6	281,041	1.3	1,053	1.3	r 115	△ 5.5
12月	50,708	1.4	10,566	2.8	288,229	△ 2.3	329,271	2.2	1,066	4.5	r 211	15.5
2019年 1月	45,444	2.1	9,564	2.6	254,342	△ 6.8	296,345	2.3	1,004	4.6	p 212	15.0
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省、北海道				北海道観光振興機構		法務省	

■コンビニエンスストア販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度および四半期の数値は月平均値。 ■「P」は速報値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
2014年度	179,403	△ 9.8	50,940	△ 8.3	60,359	△13.3	68,104	△ 7.7	4,453,509	△ 7.9
2015年度	168,708	△ 6.0	55,161	8.3	59,390	△ 1.6	54,157	△20.5	4,115,436	△ 7.6
2016年度	176,018	4.3	60,899	10.4	62,474	5.2	52,645	△ 2.8	4,243,393	3.1
2017年度	183,770	4.4	62,807	3.1	63,443	1.6	57,520	9.3	4,349,778	2.5
2017年10~12月	37,265	△ 0.7	12,261	△ 0.9	12,745	△ 4.0	12,259	3.2	973,804	△ 1.6
2018年1~3月	50,672	△ 1.6	18,925	3.0	15,220	△12.4	16,527	4.8	1,303,911	△ 2.7
4~6月	46,512	△ 5.5	14,685	△11.6	17,571	△ 4.8	14,256	0.8	988,114	△ 1.8
7~9月	45,468	△ 2.5	15,498	3.2	15,735	△ 7.6	14,235	△ 2.5	1,075,284	0.9
10~12月	37,391	0.3	13,146	7.2	12,348	△ 3.1	11,897	△ 3.0	1,023,851	5.1
2018年1月	11,707	△ 4.7	3,843	△ 8.5	3,646	△14.1	4,218	9.9	339,581	△ 1.1
2月	13,658	△ 3.5	4,820	△ 3.1	4,149	△ 8.5	4,689	1.1	401,804	△ 2.8
3月	25,307	0.9	10,262	11.6	7,425	△13.6	7,620	4.6	562,526	△ 3.6
4月	14,398	△ 6.1	4,355	△18.4	5,549	△ 2.9	4,494	5.3	305,027	2.6
5月	14,356	△ 1.5	4,565	△ 4.9	5,325	1.9	4,466	△ 1.7	307,721	△ 1.5
6月	17,758	△ 8.0	5,765	△10.8	6,697	△10.8	5,296	△ 0.6	375,366	△ 5.3
7月	17,164	2.8	5,686	6.6	6,497	0.7	4,981	1.4	368,887	3.3
8月	12,740	△ 4.0	4,388	4.9	4,398	△14.6	3,954	0.4	302,340	4.0
9月	15,564	△ 6.6	5,424	△ 1.4	4,840	△10.8	5,300	△ 7.7	404,057	△ 3.3
10月	13,682	9.6	4,584	14.0	4,516	6.4	4,582	8.7	346,874	11.6
11月	12,823	△ 2.8	4,733	15.4	4,304	△ 7.2	3,786	△15.1	357,307	7.4
12月	10,886	△ 6.0	3,829	△ 7.5	3,528	△ 8.7	3,529	△ 1.6	319,670	△ 3.2
2019年1月	11,315	△ 3.3	3,856	0.3	3,520	△ 3.5	3,939	△ 6.6	342,477	0.9
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

年月	新設住宅着工戸数				民間非居住用建築物着工床面積				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	千m ²	前年同月比(%)	千m ²	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
2014年度	32,225	△ 7.8	8,805	△10.8	1,769	△ 7.4	45,013	△ 5.9	97,805	0.8
2015年度	34,329	6.5	9,205	4.6	1,762	△ 0.4	44,098	△ 2.0	101,838	4.1
2016年度	37,515	9.3	9,741	5.8	1,809	2.7	45,299	2.7	102,315	0.5
2017年度	37,062	△ 1.2	9,464	△ 2.8	1,983	9.6	47,293	4.4	104,616	2.2
2017年10~12月	9,710	△ 4.1	2,445	△ 2.5	421	5.6	11,521	6.6	23,735	0.0
2018年1~3月	5,597	△ 6.3	2,050	△ 8.2	227	△ 7.2	11,141	4.0	28,595	0.2
4~6月	10,564	△ 5.7	2,450	△ 2.0	562	△14.4	12,146	△ 2.0	25,577	8.0
7~9月	10,117	△ 4.1	2,464	△ 0.2	528	△22.3	12,185	△ 0.4	26,709	4.8
10~12月	9,610	△ 1.0	2,459	0.6	482	14.6	11,647	1.1	24,210	2.0
2018年1月	1,411	△ 8.1	663	△13.2	66	△34.5	3,559	△ 3.4	6,893	2.9
2月	1,373	△24.8	691	△ 2.6	56	51.2	3,938	0.9	7,959	2.4
3月	2,813	7.7	696	△ 8.3	104	△ 1.6	3,644	16.7	13,743	△ 2.4
4月	3,963	△ 8.7	842	0.3	202	16.8	4,113	3.5	8,689	9.6
5月	3,282	△ 4.8	795	1.3	205	△10.2	3,828	△ 5.2	7,916	16.5
6月	3,319	△ 2.7	813	△ 7.1	154	△39.4	4,206	△ 4.0	8,973	0.3
7月	3,542	△ 1.5	826	△ 0.7	197	△10.3	4,323	13.2	8,223	13.9
8月	3,422	3.5	819	1.6	134	△38.9	3,833	△ 7.6	8,634	12.6
9月	3,153	△13.7	819	△ 1.5	197	△18.1	4,029	△ 5.7	9,851	△ 7.0
10月	3,846	5.3	833	0.3	167	△ 8.3	4,080	0.1	7,762	4.5
11月	3,179	△ 8.0	842	△ 0.6	147	11.2	3,709	△ 8.8	7,744	0.8
12月	2,585	△ 0.6	784	2.1	169	57.7	3,858	14.1	8,705	0.9
2019年1月	1,466	3.9	671	1.1	94	42.9	3,622	1.8	6,694	△ 2.9
資料	国土交通省				国土交通省				内閣府	

■「r」は修正値。

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

主要経済指標 (4)

年月	公共工事請負金額				有効求人倍率 (常用)		新規求人数 (常用)				完全失業率	
	北海道		全国		北海道	全国	北海道		全国		北海道	全国
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	倍 原 数 値		人	前年同 月比(%)	人	前年同 月比(%)	% 原 数 値	
2014年度	875,370	△ 7.6	145,222	△ 0.3	0.86	1.00	29,913	5.1	738,811	4.0	3.9	3.5
2015年度	770,811	△11.9	139,678	△ 3.8	0.96	1.11	31,181	4.2	769,387	4.1	3.5	3.3
2016年度	877,653	13.9	145,395	4.1	1.04	1.25	31,966	2.5	811,190	5.4	3.6	3.0
2017年度	883,110	0.6	139,081	△ 4.3	1.11	1.38	32,434	1.5	853,671	5.2	3.2	2.5
2017年10~12月	90,139	12.3	28,319	1.1	1.17	1.46	30,738	5.1	840,192	7.9	2.9	2.8
2018年1~3月	131,114	△25.8	24,938	△15.6	1.15	1.50	33,856	0.5	899,357	2.5	3.1	2.5
4~6月	436,714	△ 0.6	48,973	1.5	1.08	1.35	33,286	2.9	859,778	4.1	3.0	2.4
7~9月	197,736	△11.2	35,947	△ 4.3	1.19	1.45	32,663	△ 0.4	853,587	0.5	2.8	2.4
10~12月	88,232	△ 2.1	29,352	3.6	1.22	1.48	31,518	2.5	849,807	1.1	2.8	2.4
2018年 1月	11,114	1.8	6,101	△12.8	1.16	1.52	33,990	6.1	904,502	2.9	↑	2.4
2月	17,755	△22.3	6,139	△20.2	1.16	1.51	33,330	△ 2.7	898,171	0.9	3.1	2.5
3月	102,249	△29.7	12,697	△14.5	1.14	1.46	34,248	△ 1.6	895,397	3.7	↓	2.5
4月	159,405	8.6	21,777	5.5	1.07	1.35	34,792	4.8	866,938	4.9	↑	2.5
5月	154,911	△ 0.4	12,857	3.5	1.07	1.33	32,705	3.1	856,933	6.6	3.0	2.2
6月	122,397	△10.6	14,339	△ 5.6	1.10	1.37	32,360	0.8	855,462	0.9	↓	2.4
7月	88,509	△ 6.8	12,520	△ 2.9	1.16	1.42	34,464	6.6	855,510	4.3	↑	2.5
8月	66,778	△ 6.9	11,241	△ 2.2	1.18	1.46	32,371	1.1	872,710	3.6	2.8	2.4
9月	42,448	△24.1	12,186	△ 7.6	1.22	1.48	31,153	△ 8.6	832,541	△ 5.8	↓	2.3
10月	45,937	△ 5.8	12,823	9.5	1.21	1.49	36,746	6.7	944,433	5.0	↑	2.4
11月	26,801	5.5	8,189	△ 5.2	1.23	1.52	31,292	4.4	851,189	3.1	2.8	2.5
12月	15,493	△ 2.9	8,340	4.6	1.22	1.57	26,516	△ 4.7	753,800	△ 5.3	↓	2.4
2019年 1月	9,227	△17.0	5,853	△ 4.1	1.20	1.56	34,564	1.7	933,648	3.2	—	2.5
資料	北海道建設業信用保証(株)ほか2社				厚生労働省 北海道労働局		厚生労働省 北海道労働局				総務省	

■年度および四半期 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。■年度の数値は四半期の平均値。

年月	消費者物価指数 (生鮮食品除く総合)				企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)				円相場 (東京市場)	日経平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	2015年=100	前年同 月比(%)	2015年=100	前年同 月比(%)	件	前年同 月比(%)	件	前年同 月比(%)	円/ドル	円 月(期)末
2014年度	100.4	3.0	100.0	2.8	291	△12.6	9,543	△ 9.4	109.92	19,207
2015年度	99.8	△ 0.5	100.0	0.0	265	△ 8.9	8,684	△ 9.0	120.13	16,759
2016年度	99.6	△ 0.2	99.7	△ 0.2	279	5.3	8,381	△ 3.5	108.37	18,909
2017年度	100.9	1.3	100.4	0.7	263	△ 5.7	8,367	△ 0.2	110.80	21,454
2017年10~12月	101.2	1.5	100.7	0.9	65	3.2	2,106	1.0	112.95	22,765
2018年1~3月	101.2	1.4	100.5	0.9	65	△17.7	2,041	△ 1.8	108.20	21,454
4~6月	102.0	1.6	101.0	0.8	62	△16.2	2,107	△ 3.7	109.05	22,305
7~9月	102.3	1.7	101.1	0.9	53	△10.2	2,017	△ 0.7	111.44	24,120
10~12月	102.8	1.6	101.5	0.9	51	△21.5	2,070	△ 1.7	112.87	20,015
2018年 1月	101.0	1.3	100.4	0.9	19	11.8	635	5.0	110.77	23,098
2月	101.2	1.6	100.6	1.0	19	△26.9	617	△10.3	107.82	22,068
3月	101.4	1.5	100.6	0.9	27	△25.0	789	0.4	106.00	21,454
4月	101.8	1.5	100.9	0.7	16	△27.3	650	△ 4.4	107.43	22,468
5月	102.0	1.5	101.0	0.7	27	△ 6.9	767	△ 4.4	109.69	22,202
6月	102.2	1.7	101.0	0.8	19	△17.4	690	△ 2.3	110.03	22,305
7月	102.2	1.9	100.9	0.8	18	△21.7	702	△ 1.7	111.37	22,554
8月	102.2	1.6	101.2	0.9	18	12.5	694	8.6	111.06	22,865
9月	102.5	1.8	101.3	1.0	17	△15.0	621	△ 8.5	111.89	24,120
10月	102.9	1.9	101.6	1.0	15	△25.0	730	△ 0.4	112.78	21,920
11月	103.0	1.8	101.6	0.9	18	△33.3	718	6.1	113.37	22,351
12月	102.6	1.1	101.4	0.7	18	0.0	622	△10.6	112.45	20,015
2019年 1月	102.0	1.0	101.2	0.8	16	△15.8	666	4.9	108.95	20,773
資料	総務省				(株)東京商工リサーチ				日本銀行	日本経済新聞社

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
2014年度	468,516	△ 0.7	746,670	5.4	1,349,500	△29.5	837,948	△ 1.0
2015年度	477,174	1.8	741,151	△ 0.7	r 1,132,834	△16.1	r 752,204	△10.2
2016年度	375,813	△21.2	715,253	△ 3.5	r 983,240	△13.2	r 675,253	△10.2
2017年度	381,330	1.5	792,226	10.8	1,253,358	27.5	767,698	13.7
2017年10~12月	100,970	11.6	209,168	13.0	r 320,185	25.3	r 201,769	17.0
2018年1~3月	93,739	△10.2	199,322	4.9	371,374	14.6	200,873	7.5
4~6月	100,989	10.6	201,991	7.5	317,143	11.3	194,433	7.5
7~9月	99,410	4.3	201,594	2.9	346,318	25.1	207,165	12.4
10~12月	102,882	1.9	211,941	1.3	434,366	35.7	224,440	11.2
2018年 1月	28,556	8.1	60,863	12.3	r 132,617	14.0	r 70,345	8.0
2月	31,010	△ 8.3	64,633	1.8	r 114,865	3.7	r 64,634	16.6
3月	34,173	△22.6	73,827	2.1	r 123,893	27.7	r 65,893	△ 0.5
4月	41,320	18.8	68,223	7.8	r 107,913	10.7	r 62,016	6.0
5月	29,753	11.7	63,236	8.1	r 128,301	21.2	r 69,069	14.1
6月	29,916	0.2	70,532	6.7	r 80,929	△ 0.8	r 63,348	2.6
7月	31,856	△ 1.2	67,479	3.9	r 101,380	10.4	r 69,829	14.7
8月	39,090	14.8	66,920	6.6	r 157,561	68.3	r 71,408	15.5
9月	28,464	△ 1.9	67,194	△ 1.3	r 87,377	△ 4.3	r 65,929	7.1
10月	35,224	12.1	72,439	8.2	r 115,935	22.5	r 76,978	20.0
11月	37,207	13.8	69,280	0.1	r 137,188	35.6	r 76,673	12.5
12月	30,450	△17.3	70,222	△ 3.9	p 181,242	45.7	p 70,789	1.9
2019年 1月	25,455	△10.9	55,747	△ 8.4	p 122,280	△ 7.8	p 69,903	△ 0.6
資料	財務省、函館税関							

■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
2014年度	149,377	2.5	6,737,448	3.5	94,827	△ 0.2	4,519,437	3.3
2015年度	151,545	1.5	7,015,109	4.1	97,152	2.5	4,645,609	2.8
2016年度	156,592	3.3	7,452,949	6.2	99,382	2.8	4,784,942	2.6
2017年度	161,334	3.0	7,751,587	4.0	102,218	2.9	4,897,467	2.4
2017年10~12月	159,512	3.7	7,600,488	4.1	102,225	3.4	4,861,112	2.6
2018年1~3月	161,334	3.0	7,751,587	4.0	102,218	2.9	4,897,467	2.4
4~6月	161,806	3.3	7,794,759	4.2	101,975	3.1	4,912,245	3.0
7~9月	160,640	2.4	7,737,201	2.9	101,873	1.4	4,955,308	3.0
10~12月	162,983	2.2	7,754,228	2.0	103,558	1.3	5,002,177	2.9
2018年 1月	157,183	3.6	7,620,357	4.1	102,081	3.4	4,847,955	2.6
2月	157,858	3.3	7,634,418	4.2	102,540	3.5	4,843,292	2.3
3月	161,334	3.0	7,751,587	4.0	102,218	2.9	4,897,467	2.4
4月	160,734	2.8	7,833,233	4.2	101,395	2.7	4,887,960	2.7
5月	160,372	2.0	7,841,027	4.2	101,175	2.5	4,875,696	2.5
6月	161,806	3.3	7,794,759	4.2	101,975	3.1	4,912,245	3.0
7月	159,387	2.6	7,728,602	2.7	102,100	2.5	4,909,727	2.9
8月	160,311	1.5	7,713,151	2.4	102,492	2.6	4,910,133	3.0
9月	160,640	2.4	7,737,201	2.9	101,873	1.4	4,955,308	3.0
10月	159,845	2.0	7,727,915	1.8	102,451	1.8	4,932,542	2.9
11月	161,523	2.6	7,767,885	1.7	102,877	1.5	4,960,591	3.1
12月	162,983	2.2	7,754,228	2.0	103,558	1.3	5,002,177	2.9
2019年 1月	161,124	2.5	7,745,369	1.6	103,159	1.1	4,975,171	2.6
資料	日本銀行							



ほくよう調査レポート 2019.4月号(No.273)
平成31年(2019年)3月発行
発行 株式会社 北洋銀行
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>